

滋賀県							
市町村名	事業・支援策名	支援対象者・条件	支援内容	募集期間	募集人数	担当課・電話番号等	支援分野
大津市	新規就農人材投資資金	①市内において独立・自営就農を行う者であること ②独立・自営就農時の年齢が、50歳以上55歳未満であること ③農業経営者となることについての強い意欲を有していること ※その他、要件有り	経営の不安定な経営開始直後の新規就農者であって、農業次世代人材投資資金の交付の対象とならないものに対して、就農意欲を喚起し、就農後の経営の確立を図ることを目的として新規就農人材投資資金を交付する。 補助額：最初の年は1年につき50万円。2年目以降は交付期間1年につき350万円から前年の総所得を減じた額に5分の3を乗じて得た額。	随時	制限なし	農林水産課 077-528-2757	4
草津市	就農相談	市内で就農を希望する者	・県、JA、市との連携による相談内容に応じたサービスや制度に関する情報提供、関係機関の紹介 ・適切なサービスや制度につなぐための総合的な相談支援 他	随時	制限なし	農林水産課 077-561-2347 http://www.city.kusatsu.shiga.jp/	1
守山市	就農相談	市内で就農を希望する者	県、JAと連携をとり、就農相談会を随時開催	随時	-	農政課 077-582-1130	1
	モリヤマメロン新規就農者育成支援	新たにモリヤマメロンの生産を行う農業者	①モロトトレーニングハウス事業 JAが所有するトレーニングハウスにて生産技術を指導。生産に要する費用を最大4万円補助(補助率1/2以内) ②独立経営開始型農業者支援事業 トレーニングハウス以外でモリヤマメロンを新たに生産しようとする農業者に技術指導。生産に要する費用や、農業用施設、設備の取得または改良に要する経費を最大150万円補助(補助率1/2以内)	随時	-		2.4
	守山産野菜新規就農者育成支援	新たに守山産野菜の生産を行う農業者	①トレーニングハウス事業 JAが所有するトレーニングハウスにて生産技術を指導。生産および出荷に要する費用を最大4万円補助(補助率1/2以内) ②独立経営開始型農業者支援事業 トレーニングハウス事業を終えて、生産技術を学んだ野菜をトレーニングハウス以外で生産する者に対し、生産および出荷に要する費用や、農業用施設、設備の取得または改良に要する経費を最大150万円補助(補助率1/2以内)	随時	-		2.4
栗東市	チャレンジ農業塾	①果樹・野菜・花卉づくりを始めたい方 ②栗東市内の直売所や市場に出荷をしてみたい方 ③農地有効活用をしたい方	講義による基礎知識習得およびそれぞれの圃場・ハウス施設での現地指導や収穫の方法、出荷の仕方など	毎年6月頃	-	農林課 077-551-0124	2
野洲市	就農相談	市内で就農を希望する者	・相談内容に応じた制度やサービスの情報提供 ・市内の就業状況など、より身近な情報を提供することにより市内での就業を具体的に検討してもらえるような相談支援	随時	制限なし	農林水産課 077-587-6004 http://www.city.yasu.lg.jp/	1
甲賀市	新規就農相談	就農を希望する市民等	相談、関係機関への連携支援	随時	制限なし	農業振興課 0748-69-2192 http://www.city.koka.lg.jp/2014.htm	1
	新規就農者支援事業	甲賀市青年等就農計画認定要綱(平成27年甲賀市告示第9号)第6条の承認を受けた認定就農者(50歳以上65歳未満)	経営の不安定な経営開始直後の新規就農者であって、農業次世代人材投資資金の交付の対象とならないものに対して、就農後の経営の確立を図ることを目的として500千円を交付する。	随時	予算の範囲内	農業振興課 0748-69-2192	4
湖南市	新規就農者総合相談窓口	市内で就農を希望する者	・相談内容に応じたサービスや制度に関する情報提供、関係機関の紹介 ・適切なサービスや制度につなぐための継続的・専門的な相談支援 他	随時	-	農林振興課 0748-71-2330 noushin@city.shiga-konan.lg.jp	1
東近江市	新規就農相談対応	市内で就農を希望する者	市、県、JA、農業委員会、地域商社(湖東近江あぐりステーション)等の関係機関が連携して、就農相談に対応。	随時	制限なし	農林水産課 0748-24-5561 http://www.city.higashiomi.shiga.jp	1
	新規就農マッチング事業	市内のうち、愛東・湖東地域で就農を希望する者	地元のNPO法人(愛のまちエコ倶楽部)と連携し、非農家や市外出身の就農希望者に、後継者を求める農家や集落を紹介。 農地、施設・機械、住居(空き家)のマッチング、技術研修(果樹の場合)を行い、新規参入や第三者継承を支援。	随時	制限なし		1
	次世代担い手確保・育成支援事業(独立新規就農助成)補助金	①農業経営基盤強化の促進に関する基本的な構想に基づいた認定新規就農者 ②東近江市地域おこし協力隊の隊員 ③構成員の半数以上が45歳以下である新規の農業生産法人	①農産物の生産及び出荷を目的とする新たな機械等の購入 ②耕作をされていない空きハウスの修繕又は経営を継承された果樹園の棚等の修繕 ③更なる経営発展のため6次産業化に必要な加工用機材の導入	適宜	若干名(予算の範囲内)		4
竜王町	就農相談	町内で就農を希望する者	就農にあたっての各種相談	随時	-	農業振興課 0748-58-3706 http://www.town.ryuoh.shiga.jp/	1
	魅力ある農業の創出事業(青年就農者に対する支援)	独立自営就農時の年齢が50歳未満で、平成26年4月以降に独立自営就農し、人・農地プランにおいて中心となる経営体に位置付けられた者	青年就農者の新規作物または新技術導入に対する支援	2月末まで	-		4

支援分野の内容は、1. 就農相談 2. 研修制度 3. 研修費用助成 4. 営農費用助成 5. 雇費用助成 6. 研修受入農家に対する助成 7. 農地取得支援 8. 住宅取得支援(あつせん・家賃補助を含む) 9. その他

滋賀県							
市町村名	事業・支援策名	支援対象者・条件	支援内容	募集期間	募集人数	担当課・電話番号等	支援分野
長浜市	新規就農者支援事業(新規就農支援事業)	5か年の就農計画書を提出した者で、次の要件を全て満たす者 ア 基準日(補助金の交付を受けようとする年度の4月1日)において市内に住所を有し、かつ市内で独立・自営就農する者(経営継承者を含む。)で、独立・自営就農時の年齢が55歳未満であること。 イ 農業従事日数が年間150日以上見込まれること。 ウ 農業経営開始日から5年以内であること。 エ 補助金の交付申請時において、納期限が到来している市税及び国民健康保険料(税)に未納がないこと。	新規就農に係る必要な経費で次に掲げる経費への助成 (1)研修に係る経費(旅費、負担金、教材費等) (2)生産に係る経費(小作料、農業用資材、経理用備品等) (3)生活に係る経費(家賃) [補助率等] 対象経費の2分の1以内とし、1人当たりの補助上限額は150万円(1会計年度当たり50万円を上限)で、助成期間は3年を限度とする。ただし、経営開始型農業次世代人材投資資金に係る計画承認を受けている者の補助上限額は、次に定めるとりとする。 (1)3年度目の交付決定までに計画承認を受けていない場合 150万円 (2)2年度目の交付決定までに計画承認を受けていない場合 75万円又は1年度目の交付額と2年度目の交付決定額の合計額のどちらか高い方の額 (3)2年度目の交付決定までに計画承認を受けている場合 75万円	随時	予算の範囲内		3.4.7.8
	新規就農者支援事業(農業法人等後継者育成事業)	農業法人の被雇用者(正規社員)及び役員又は法人化を目指す集落営農組織の構成員で、補助金の交付申請時において、納期限が到来している市税及び国民健康保険料(税)に未納がない者。	農業の基礎及び専門的な技術を習得するために必要な経費や農業法人等に従事する上で必要な資格を取得するための経費で次に掲げるもの。ただし、食糧費(飲食に係る経費)、旅費、通信教育、受講や試験を伴わない参考図書等の購入は補助対象外とする。 (1)授業料及び授業テキスト代 (2)資格取得に係る受験料 [補助率等] 対象経費の3分の1以内とする。ただし、1人当たり3万3千円を上限とする。	随時	予算の範囲内	農業振興課 0749-65-6522 <a href="https://www.city.nagahama.lg.jp/0000002281.html">https://www.city.nagahama.lg.jp/0000002281.html</a>	3
	新規就農者支援事業(農業実践研修事業)	就農研修生を受け入れる市内の認定農業者で、補助金の交付申請時において、納期限が到来している市税及び国民健康保険料(税)に未納がない者。	実践研修を中心に年間研修プログラムを作成し、農業の基礎及び専門的な技術を習得するために必要な経費で次に掲げるもの。ただし、食糧費(飲食に係る経費)及び事務用消耗品費は、補助対象外とする。 (1)研修会に係る経費 (2)実践研修の実施に係る経費 (3)実践研修農場の設置に係る経費 [補助率等] 対象経費の2分の1以内とする。ただし、1人当たり20万円を上限とし、助成期間は、最初に交付決定を受けた年度から起算して2年を限度とする。	随時	予算の範囲内		6
米原市	新規就農者等支援費補助金	・市内に居住し、市内で農業経営の基盤を取得し、農業経営を始めようとする18歳以上55歳未満の者(区分:新規就農志向者、新規就農者、独立就農者) ・認定農業者、認定就農者または市の新規就農者等の認定を受けた者 ・就農時における農業従事日数が年間150日以上見込まれること ・米原市の基本構想に掲げられた目標に向けて、就農後5年以上農業経営を行うことが見込まれること	[補助金額] 月額3万円×36か月(1人1回限り) [補助対象経費] 進学経費、研修に係る経費、就農の準備および生産に係る経費、農用地・農業用施設および農業機械等の取得および賃借に係る経費、その他農業経営の確立および改善に必要な経費	随時	予算の範囲内		3.4.7.8
	新規就農希望者等受入支援事業補助金	○新規就農希望者 ・市内で新規就農を希望する者で、農業経営を開始していない者 ・研修開始時に18歳以上50歳未満である者 ・新規就農者等支援費補助金および農業次世代人材投資資金の交付を受けていないこと ○農業法人等 ・年間150日以上農業を営むものであって、市内の農業法人、市内の特定農業団体、市内で10年以上農業経営を行い、市長が特に認めた団体 ・事前に、研修受入事業に係る研修メニュー計画書を市長に提出し、適当であると認められた農業法人等	○研修受入事業 1 研修メニュー取組事業 [補助金額] 1メニュー当たり5万円以内(定額) [補助対象経費] 研修生に対して技術・経営ノウハウ等を習得させるために行う研修経費、農業研修に要する謝金、図書教材費、農業資材費等で市長が適当と認めるもの 2 研修生受入事業 [補助金額] 研修生1人当たり日額6,500円 [補助対象経費] 農業研修に要する研修生の日当	随時	予算の範囲内	米原市農林商工課 0749-53-5141 <a href="https://www.city.maibara.lg.jp">https://www.city.maibara.lg.jp</a>	3.4.6

支援分野の内容は、1. 就農相談 2. 研修制度 3. 研修費用助成 4. 営農費用助成 5. 雇用費用助成 6. 研修受入農家に対する助成 7. 農地取得支援 8. 住宅取得支援(あっせん・家賃補助を含む) 9. その他

滋賀県								
市町村名	事業・支援策名	支援対象者・条件	支援内容	募集期間	募集人数	担当課・電話番号等	支援分野	
高島市	就農相談	市内で就農を希望する者	就農にあたっての各種相談	随時	—	農業政策課 0740-25-8511 nousei@city.takashima.lg.jp	1	
	たかしま野菜等生産拡大事業	市内で就農を希望する者	(1)パイプハウスの整備 ①1棟50㎡以上のパイプハウスを新たに整備し、栽培規模を拡大する場合、費用の一部を補助 ・補助率・・・総事業費における自己負担額の1/2以内(補助上限額①3,750円/㎡、②2,500円/㎡、限度額150万円) (2)果樹の新植・改植 1カ所5アール以上の果樹全般の新植または改植を行う場合、費用の一部を補助 ・補助率・・・総事業費における自己負担額の1/3以内(補助上限額100円/㎡)	随時	予算の範囲内		4	
	空き家照会システム	市内に移住・定住を希望する者	「貸してもよい」「売ってもよい」空き家をお持ちの方と、高島市に移住・定住をお考えの方に登録していただき、双方にとってよりよいマッチングを提案し、移住・定住につなげます。	随時	—		市民協働課 0740-25-8526 kyoudou@city.takashima.lg.jp	8
	空き家に付随した農地の取得にかかる下限面積の引き下げ	市内に移住・定住を希望する者	農地法特例による緩和措置により空き家に付随する農地(0.01a以上)についても空き家と併せて所有権移転を行えるようになった。	随時	—		農業委員会事務局 0740-25-8513 noi@city.takashima.lg.jp	7

支援分野の内容は、1. 就農相談 2. 研修制度 3. 研修費用助成 4. 営農費用助成 5. 雇用費用助成 6. 研修受入農家に対する助成 7. 農地取得支援  
8. 住宅取得支援（あつせん・家賃補助を含む） 9. その他

京都府							
市町村名	事業・支援策名	支援対象者・条件	支援内容	募集期間	募集人数	担当課・電話番号等	支援分野
京都市	新規就農総合支援事業 (新規就農サポーター設置)	新規就農者 及び新規就農希望者	新規就農者の就農後の定着を図るため、就農地域で後見人として支援するとともに、技術的支援も行うサポーターを設置する。	—	毎年適宜 決定	産業観光局 農林振興室 農林企画課 075-222-3351	1,7
宇治市	新規就農者定着促進事業 (新規就農者研修支援事業)	○原則、研修開始時の年齢が45歳以下であり、受入農家から就農に必要な農業技術や経営手法を習得する者であること。 ○研修終了後は、1年以内に市内で就農すること。 ○就農後は、5年以上市内で就農し、市内で居住する意思があること。	○就農に必要な研修に要する経費に対して補助する ・補助額(上限)300,000円 ・補助率 2/3 ・補助対象期間 2年以内	随時	予算の範囲内	産業地域振興部 農林茶業課 0774-20-8723 http://www.city.uji.kyoto.jp/sos/hiki/4-1-3-0-0_1.html	3
	新規就農者定着促進事業 (研修指導推進支援事業)	○受入農家として市の認定を受けていること。 ○研修終了後も栽培技術、経営、販路拡大の指導を継続して行うこと。	○市の認定を受けた受入農家が、新規就農希望者を受入れ実施する実践的な研修に対して支援する ・補助額 2.5万円/月 ・補助対象期間 2年以内	随時	予算の範囲内		6
城陽市	若い農業者就農促進事業	○目的 あらゆる点で厳しい環境の中にある農業を守り育てていくため、実践的で高度な経営能力・技術を有する優れた若い農業後継者を育成確保する。 ○事業実施主体 市内農家組合 ○後継者の選定 後継者の選定に当たっては、事業開始の時点で次の要件を満たすものを選定する。 (1)年齢が概ね35歳以下(Uターンは概ね40歳以下)であること。 (2)新規就農者であること (3)将来的に専業農家として経営の自立が図られると見込まれる者 (4)事業実施地域集落で選定されかつ城陽市地域担い手育成総合支援協議会で認定された者であること	○事業の実施期間 2年間 ○実践研修農場の設置 実践研修農場については、事業実施地域内において、土地利用型作物については概ね50a、集約作物については概ね2,000千円以上の収益が見込まれる規模で設置し、専任講師の濃密的な指導のもとに後継者の実践研修を行う。 ○事業の内容 集落で選定した後継者を対象とし、専任講師を中心に技術・経営等について実践研修を行い、優れた担い手又はオペレーターとして育成する。 ○事業助成 事業費の2分の1以内を補助、最高40万円)	随時	予算の範囲内	まちづくり活性化部 農政課 0774-56-4005 http://www.city.joyo.kyoto.jp/category/6-2-6-0-0.html	3
木津川市	木津川市地域農業担い手支援事業	木津川市地域農業担い手認定制度実施要領に基づき認定された地域農業担い手認定農業者等	(1) 認定農業者等利用施設整備事業 認定農業者等が、利用するための農業用施設を新設又は改良等する場合 事業費の1/10以内。ただし、補助金の上限を1人当たり20万円とする。 事業費が10万円以上 (2) 認定農業者等利用機械整備事業 認定農業者等が、利用するための農業用機械を導入又は改良等する場合 事業費の1/10以内。ただし、補助金の上限を1人当たり20万円とする。 事業費が10万円以上 (3) 認定農業者等研修事業 認定農業者等が、農業経営の改善を図るために研修等を行う場合 事業費の1/10以内。ただし、補助金の上限を1人当たり5万円とする。 (4) 特認事業 上記事業のほか、特に市長が必要と認めた事業 市長が認めた範囲	通年	予算の範囲内	マチオモイ部 農政課 0774-75-1220 http://www.city.kizugawa.lg.jp/index.cfm/1.html	3.4.9
精華町	精華町地域農業担い手支援事業	精華町地域担い手育成総合協議会の承認を得た地域農業担い手農業者等	(1) 担い手農業者等利用施設整備事業 担い手農業者等が、利用するための農業用施設を新設又は改良等する場合 事業費の1/10以内。ただし、補助金の上限を1人当たり10万円とする。 (2) 担い手農業者等利用機械整備事業 担い手農業者等が、利用するための農業用機械を導入又は改良等する場合 事業費の1/10以内。ただし、補助金の上限を1人当たり10万円とする。 (3) 担い手農業者等研修事業 担い手農業者等が、農業経営の改善を図るために研修等を行う場合 事業費の1/10以内。ただし、補助金の上限を1人当たり10万円とする。 (4) 特認事業 上記事業のほか、特に町長が必要と認めた事業 町長が認めた範囲	通年	予算の範囲内	事業部 産業振興課 0774-95-1903 http://www.town.seika.kyoto.jp	3.4.9
南山城村	仲田明育英資金交付基金	【対象者】 (1) 農林業の後継者(担い手)として、農林業に関連する分野の高等学校、専門学校又は大学に就業した者。 (2) 村内において、農林業の新規就労を計画している者。	【交付金額】 ・1人につき年額100,000円(定額) ※申請者一人につき2年間を限度とする。	随時	予算の範囲内(基金残額の範囲内)	産業生活観光課 0743-93-0105 http://www.vill.minamiyamashiro.lg.jp/	9

支援分野の内容は、1. 就農相談 2. 研修制度 3. 研修費用助成 4. 営農費用助成 5. 雇費用助成 6. 研修受入農家に対する助成 7. 農地取得支援 8. 住宅取得支援(あっせん・家賃補助を含む) 9. その他

京都府							
市町村名	事業・支援策名	支援対象者・条件	支援内容	募集期間	募集人数	担当課・電話番号等	支援分野
亀岡市	農の担い手新規就農支援事業	【支援対象者】 農業経営基盤強化促進法(昭和55年法律第69号)第12条に規定する農業経営改善計画について認定を受けた者及び農事組合法人等  【支援要件】 支援対象者が、亀岡市の地域農業の担い手となることを目指す新規就農希望者(新たに農業を始めようとする者、新たな生産部門に取組もうとする農家子弟等)に農業の生産及び経営技術の習得等を研修・指導するために要する経費の一部を助成する	【助成対象経費】 1 機械借上費(トラクタ、コンバイン、管理機、動噴などの農業用機械) 2 ハウス借上費(パイプハウス) 3 農地借上費(法的手続きに基づく農地) 4 その他研修・指導のために必要不可欠な経費 【補助率】 研修・指導するために要する経費の2分の1以内 【助成限度額】 250,000円	随時	—	農林振興課 0771-25-5036 <a href="http://www.city.kameoka.kyoto.jp/ninate/documents/shinkisyu-no.html">http://www.city.kameoka.kyoto.jp/ninate/documents/shinkisyu-no.html</a>	6
南丹市	南丹市ががんばる農業応援事業	南丹市内に住所(法人にあっては事業所)を有する認定農業者、認定新規就農者、農家(農事)組合、集落営農組織	農業用機械の導入に係る経費の補助 ○補助率:40%以内 (認定新規就農者は50%以内) ○補助上限:150万円以内	随時	予算の範囲内	農林商工部 農業推進課 0771-68-0060 <a href="https://www.city.nantan.kyoto.jp/www/">https://www.city.nantan.kyoto.jp/www/</a>	9
	南丹市パイプハウス整備事業	南丹市内に住所(法人にあっては事業所)を有する認定新規就農者	パイプハウスの設置に係る経費の補助 ○補助率:80%以内	随時	予算の範囲内		9
京丹波町	京丹波町農業経営体確保・育成事業	町内に住所を有する認定農業者又は認定新規就農者	下記の対象事業に要する経費が30万円以上のもの ①農業用機械等導入事業(トラクタ、田植機、コンバイン等の導入) ②農業用施設等整備事業(パイプハウス、乾燥施設、育苗施設等の整備) ○予算の範囲内において補助率30%以内で1,000万円を限度とする。	前年度9月未まで	—	農林振興課 0771-82-3808 <a href="http://www.town.kyotamba.kyoto.jp">http://www.town.kyotamba.kyoto.jp</a>	9
福知山市	福知山市京野菜生産加速化事業	市内の農地で京都府が推進する「府統一推進品目」及び「地域重点推進品目(中丹地域)」を栽培する認定新規就農者	パイプハウス設置等に要する経費の10分の3以内	随時	予算の範囲内	産業政策部 農業振興課 0773-24-7044	4
舞鶴市	舞鶴市農村集落空き家バンク制度	舞鶴市内の農村集落に存する空き家(空き家となる予定のものを含む)に関する登録及び新規就農、農村回帰等を目的として空き家の利用を希望する者	対象者に有用な情報をお知らせする。 農村集落の空き家を提供することによって、地域の担い手を養成することにつながる。 農村地域において就農を考えている者への住宅取得支援となる。 移住促進特別区域へ転居の場合住宅改修費を補助 補助金の上限180万円	随時	—	産業振興部 農林課 0773-66-1023 <a href="http://www.city.maizuru.kyoto.jp/kenkou/0000001376.html">http://www.city.maizuru.kyoto.jp/kenkou/0000001376.html</a>	8
綾部市	生産・流通改善条件整備事業	市町村、農業協同組合、農業者の組織する団体、農業法人、農業公社が取り組む省力・低コスト生産に必要な機械・施設の整備等に助成 【対象作物】 ・京都府特産物育成協議会で指定した園芸振興品目(「京のブランド産品」優先) ・事業実施主体が出荷する相手先との間で定量・定価格契約を締結した園芸品目 【採択要件】 受益戸数は3戸以上であること ただし、事業内容ごとに別途採択要件有り 【主な事業内容等】 ①新たに生産を開始するために必要な小規模なほ場条件等の整備 ②生産管理用機械・施設 ③調整用機械・施設 ④遮光・遮熱資材 など	京のブランド産品を中心とした野菜・果樹の生産から流通に関わる条件整備を進め収益性の高い園芸産地の育成を支援します。				4
	こうぞ生産奨励事業	コウゾを新植する個人、団体等	綾部市の伝統産産「黒谷和紙」の原料であるコウゾの市内での生産振興を図るため、コウゾ生産者に補助を行います。	—	—	農政課 農業振興担当 0773(42)4267	4
	畜産経営安定対策事業	【補助対象】 畜産を営む個人及び法人	畜産農家の生産振興と経営安定化を図るため各事業について補助を行います。				4
	農業後継者就農支援事業	【対象者】 次のすべてに該当する方 ①綾部市に住所を有する方 ②実践的な研修計画を作成し、市長の認定を受けた方 ③年齢が認定時において、15歳から39歳までの方 ④農業に従事してから2年未満の方(農業に従事するとは年間150日以上農業に従事した方をいいます。) ⑤研修後、5年以上継続して農業を営むことを誓約した方 ※実施のタイミングは農政課と相談の上で決定となります。	農業の担い手を育成するため、自宅の農場で実践的な研修を行う農業後継者に対して、就農支援奨励金を支給します。				3

支援分野の内容は、1.就農相談 2.研修制度 3.研修費用助成 4.営農費用助成 5.雇用費用助成 6.研修受入農家に対する助成 7.農地取得支援 8.住宅取得支援(あっせん・家賃補助を含む) 9.その他

京都府							
市町村名	事業・支援策名	支援対象者・条件	支援内容	募集期間	募集人数	担当課・電話番号等	支援分野
宮津市	宮津市定住支援空き家等改修事業補助金	・宮津市へUターンされる方で、5年以上定住される見込みのある者	・登録空き家等の改修経費の1/2を乗じた額を補助(上限100万円)※多子世帯については府内移住者100万円、府外移住者200万円	通年	予算の範囲内	企画財政部企画課定住・地域振興係 0772-45-1607	8
	宮津市移住促進事業補助金	・移住促進特別区域への移住であること(上宮津地区、府中地区、世屋地区、養老地区) ・この補助金の交付を受けて改修する空き家等に、当該補助金の交付の日から10年以上住所を有する見込みのある者  (共通事項) ・市外に引き続き2年以上住所を有している者又は市内に住所を有して1年(市長が認める就農・就業等支援制度を利用する場合は、当該制度の利用期間のうち市内に住所を有している期間は算入しない)を経過しない者 ・宮津市空き家等情報バンクシステムの利用希望者登録台帳に記載されている者	・登録空き家等の改修経費の総額を補助(上限180万円)  (共通事項) ・宮津市空き家等情報バンクシステムに登録されている空き家等を購入等し、自ら居住する目的で改修(居住の用に供する部分に限る)を行う事業にかかった経費への補助				
京丹後市	京丹後市新規就農条件整備支援事業	次の全ての要件を満たす者 ○認定新規就農者 ○京都府農業会議が実施する若手農業者経営力向上支援事業の参加決定を受けている者 ○農業経営開始後3年以内の者	新規就農者の初期投資に係る負担軽減を図るため、農業用機械・施設等整備に係る経費の一部を支援するもの。  【対象経費】 農業用機械・施設等の借上料  【補助率】 3/10以内(上限40万円/年)  【補助期間】 3年以内	随時	予算の範囲内	農林水産部 農業振興課 0772-69-0410 nogyoshinko@city.kyotango.lg.jp	4、9
与謝野町	京の豆っこ肥料購入助成制度	町が製造する有機質肥料「京の豆っこ」の購入者(新規就農者他)に対する購入助成	肥料購入者に対し、翌年度使用できる購入助成ポイントを付与する。	-	無し	農林課 0772-43-9023 norin@town.yosano.lg.jp	4
	与謝野町農業支援システム利用制度	新規就農者他	新規就農者へ農業IoT機器を貸し出し、IoTによる技術的支援も行う。	随時	要相談		9

支援分野の内容は、1. 就農相談 2. 研修制度 3. 研修費用助成 4. 営農費用助成 5. 雇用費用助成 6. 研修受入農家に対する助成 7. 農地取得支援 8. 住宅取得支援(あっせん・家賃補助を含む) 9. その他

大阪府							
市町村名	事業・支援策名	支援対象者・条件	支援内容	募集期間	募集人数	担当課・電話番号等	支援分野
河内長野市	農業研修講座	将来農業に就くことを考えている市内在住者	農業に関する基礎知識と栽培管理技術の習得(講義と実習) ■研修期間:7月下旬～12月上旬(原則水曜日、月1～2回程度開催)	5月下旬～6月中旬	15名	環境経済部農林課 農政・土地改良係 0721-53-1111 https://www.city.kawachinagan.o.lg.jp/	2
	農業用機械補助	新規就農者	購入する農業用機械費用の2分の1(上限10万円)	随時	数名		4
岸和田市	岸和田市農業経営講座(生き生き農業応援団)	農業に興味がある、または農業をやってみたい都市住民	露地での水なすの栽培・収穫 研修期間:3月～10月 週1回程度	2月末募集	10名程度	農林水産課 農林水産振興担当 072-423-9488(直通) http://www.city.kishiwada.osaka.jp/soshiki/42/	2
高槻市	就農相談	市内で新規就農を希望される方	就農希望者に対し、就農相談や青年等就農計画等の作成支援	随時	適宜		1
	地産地消・食育推進事業補助金	(1)高槻市内の朝市・直売所・小売店・飲食店・学校給食に3年以上にわたり出荷することを主な目的とすること。 (2)1棟あたり20㎡以上のビニールハウスであること。増設の場合は、増設部分のみで本要件を満たすこと。 (3)新規資材のみを用いること。(中古資材は対象外とする。) (4)他の補助等と併用していないこと。 (5)補助対象者が高槻市民で、かつ、過去1年以上、農産物生産の経験があること。	・対象事業 農業用ビニールハウスの「新設」や「増設」 既設ビニールハウスの「建替え」や「修繕」 ・対象経費等 資材費及び設置工事費の1/3以内(上限20万円、予算の範囲内)	随時(予算内)	特になし(予算内)	農林緑政課 072-674-7402 http://www.city.takatsuki.osaka.jp/	4
豊能町	とよの就農支援塾	「農業に興味があるがきっかけがない」「本格的に就農を目指したい」と意欲のある方。未経験者可能	豊能町内で就農を目指す方を対象に町内の農家や農業指導専門家等技術指導の下で農業技術・経営に関する研修を行い、必要な技術・知識を習得できるようにする。	3月	10名程度		2
	豊能町新規就農促進安定事業	とよの就農支援塾卒業者または町内で新規就農者として就農している者(いずれも法人可)で過去5年以内に農地法または農業経営基盤強化促進法により農地取得・農地を借りることが見込まれる者	営農するための農業機械の補助	年度内	予算の範囲内	豊能町都市建設部農林商工課 072-739-3424(直通)	4
枚方市	枚方市新規就農者経営安定化支援事業補助金	①本市の認定新規就農者で市内在住。 ②農業経営を開始した日の属する年度の初日から起算して5年を経過しない者であること。 など	設備投資等に対して補助金を交付。 ①施設、機械等の購入、賃借又は補修 ②農業経営基盤強化促進法第4条第1項第1号に規定する農地の賃借、管理等 など	随時	予算の範囲内		4
	枚方市新規就農者サポート事業	①本市の認定新規就農者で市内在住。 ②農業経営を開始した日の属する年度の初日から起算して5年を経過しない者であること。 など	知識及び技能を有する者を派遣。 【支援内容】 ①農業技術及び農業経営に関する助言及び指導 ②圃場の巡回 ③地域の関係者との連絡調整 など	随時	予算の範囲内	枚方市観光にぎわい部農業振興課 072-841-1348(直通)	9
	枚方市新規就農者農地集積支援事業奨励金	①本市の認定新規就農者で市内在住。 ②農業経営を開始してから5年を経過しない者であること。 など	農地賃借(利用権設定)の支援。 (農地賃借に協力いただいた農地所有者に、賃借面積に単価を乗じた額を奨励金の交付)	随時	予算の範囲内		7
	農地の紹介(利用権設定)	準農家候補者など、一定の要件(経験や技術など)を満たした、枚方市内で新規就農を目指す者	貸し出し希望農地(利用権設定)の紹介。	随時	適宜		7
箕面市	農地のあっせん	府準農家など、一定の要件(経験や技術など)を満たした、箕面市内で新規就農を目指す者	農業経営基盤強化促進法に基づく利用権設定等促進事業によるあっせん (1)人手不足等で耕作出来ない農地の有効利用を図るため、利用権設定制度などを活用しながら、「農地の貸し手」と「農地の借り手」を農業委員会が仲介し賃借を実現します。 (2)市立小中学校の給食食材として、生産物を買取ります。	随時	適宜	農業振興課 072-724-6728 http://www.city.minoh.lg.jp/nougyou/nougyoukousya/nougyou.html	1
	箕面市農業公社における農業体験	満18歳以上の方で、「農業や食に関心のある方」、「仕事として農業をやってみたい方」、「何か今までにない体験してみたい方」、「緑と土にふれて健康的な生活をしたい方」など	公社職員と一緒に1日過ごし、給食用野菜を育てます。(種をまく、苗を植える、草取り、収穫、出荷の準備など)	随時(原則毎週水曜日受け入れ)	適宜	農業振興課 072-724-6728 http://www.city.minoh.lg.jp/nougyou/nougyoutaikent.html	1.2
岬町	新規就農者支援相談	岬町で就農を希望する者	農地の斡旋、就農相談	随時	特になし	都市整備部 産業観光促進課 072-492-2749	1
和泉市	和泉農業担い手塾	・みかん栽培に興味がある方 ・みかん栽培における援農ボランティアとして活動できる方	・研修期間 1年 ・研修内容 みかん栽培の基礎知識講座と実習(全10回) ・研修場所 いずみふれあい農の里近くのみかん園	年中	20名ほど	産業振興室農林担当 0725-99-8125 http://www.city.osaka-izumi.lg.jp	2
泉南市	新規就農担い手育成事業(泉南農業塾)	以下の条件を全て満たす方 ①研修終了後に泉南市内で農業に従事することを考えている方(家庭菜園を除く) ②学習ほ場等の実習・講習会場まで通塾可能な方	市内農家及び大阪泉州農業協同組合職員の指導の下、多様な作物の営農手法を習得	随時募集	年間10名程度	泉南市市民生活環境部産業観光課 072-483-9974 http://www.city.sennan.lg.jp/kaikuka/shiminseikat/sangyokankou/norinsuisankakari/nougyouyuku/nougyouyuku.html	2

支援分野の内容は、1. 就農相談 2. 研修制度 3. 研修費用助成 4. 営農費用助成 5. 雇費用助成 6. 研修受入農家に対する助成 7. 農地取得支援 8. 住宅取得支援(あっせん・家賃補助を含む) 9. その他

大阪府							
市町村名	事業・支援策名	支援対象者・条件	支援内容	募集期間	募集人数	担当課・電話番号等	支援分野
堺市	新規就農者支援相談窓口	本市で本格的に就農を目指す者	農業技術や経営指導に実績のある相談員が、関係機関と協力・連携のもと、就農にいたるまで段階的に支援	随時	特になし	農水産課担い手支援係 072-228-6971	1
	堺ファーマー支援事業補助金 (新規就農者支援事業)	(1)新たに農業の経営を開始してから5年以内の者 (2)新たに農業の経営を開始しようとする者	(1)就農するために必要な以下の機械、施設(付帯設備を含む。)の整備 ・農業用機械 ・農産物の生産、加工、貯蔵、調製、販売に必要な施設 ・ビニールハウス(付帯設備を含む。)を設置するために必要な資材 ・不法投棄、盗難防止に必要な設備 (2)耕作を開始するために必要な以下の工事または委託業務 ・障害物の撤去処分 ・土壌改良 ・用水及び排水の改善	9月頃予定	予算の範囲内		4
	堺ファーマー支援事業補助金 (農業後継者支援事業)	就農6年目～10年目までの新規就農者	新規就農者が、より経営の安定を図り地域の中核的な農業者へ成長していくため、農業生産物の出荷量の増加、生産規模の拡大、農作業の効率化に必要な施設、機械、設備の整備を支援する。 (1)補助対象 農業生産物の出荷量の増加、生産規模の拡大、農作業の効率化に必要な施設、機械、設備 (2)補助率…補助対象経費の1/2以内。ただし補助限度額は5,000千円とする。	随時相談 (事業の実施は翌年度以降)	予算の範囲内		4
	堺市農業塾	堺市内で営農を始めて3年未満の新規就農者、 定年帰農者	農業に関する知識と栽培管理技術の習得(講習) 研修期間:検討中(新型コロナウイルス感染予防及び防止によるもの)	4月	30名		堺市農業者育成支援会議 (農水産課内) 072-228-6971
羽曳野市	羽曳野市ぶどう就農促進協議会 教育カリキュラム	高等学校以上の教育課程を修了したぶどう農家を旨す他産業出身者又は農業者。 ただし、いずれも教育開始日において35歳未満であること。	①研修期間2年 講義(果樹園芸概論、マーケティング、経営管理、農業機械概論、関係法令・支援制度)及び実習(一部受講料必要) ②ぶどう新規就農希望者に対する農地、販路、住居の斡旋	1回/年	若干名	生活環境部産業振興課 072-958-1111 sangyoushinkou@city.habikino.lg.jp	2.7
富田林市	農業体験塾	安心安全な農作物栽培に取り組みたい市民等	NPO法人が行う農業体験塾 米作りの部(4月～11月(月1回程度開催)) 野菜づくりの部(4月～翌年2月(月1回程度開催)) ※基本的農業技術と農地管理知識の習得につなげる	4月	20人	農とみどり推進課 0721-25-1000(代表)	2

支援分野の内容は、1.就農相談 2.研修制度 3.研修費用助成 4.営農費用助成 5.雇用費用助成 6.研修受入農家に対する助成 7.農地取得支援 8.住宅取得支援(あっせん・家賃補助を含む) 9.その他



兵庫県							
市町村名	事業・支援策名	支援対象者・条件	支援内容	募集期間	募集人数	担当課・電話番号等	支援分野
神戸市	就農促進コーディネーター事業	市内で就農希望する者及び就農して間もない者	農業委員やアグリリスト、その他市長の認める指導力のある農業者を「コーディネーター」として登録し、希望者に対して、技術指導や農地・住宅等の情報を提供してもらうことにより支援を行う 期間：長期研修 1年間 短期研修 上限12回/年	随時	長期：1名 短期：2名	神戸市農業委員会 078-984-0387	1,2,6
	新規就農相談	市内で就農を希望する者	就農にあたっての各種相談	随時	—	神戸市農業委員会 078-984-0387	1
	農村定住促進事業	市内で就農、定住を希望する者	農村定住促進コーディネーターを設置し、就農、定住にあたっての各種相談や農地・住宅等の情報提供	随時	—	神戸みのりの公社 078-991-3912	1,7,8
	新規就農者連絡協議会	市内で就農して5年以内の者	協議会の中で情報交換や、各関係機関からの情報提供の機会 協議会員はJA育苗センターの播種依頼5枚以下の割増料金免除	随時	—	JA兵庫六甲神戸西宮農総合センター 078-961-1277	4,9
尼崎市	新規就農相談	市内で就農を希望する者	就農にあたっての各種相談	随時	—	農政課 06-6489-6542 <a href="https://www.city.amagasaki.hyogo.jp/">https://www.city.amagasaki.hyogo.jp/</a>	1
	新規就農者支援	市内で新規就農した者	営農状況の発信、PR等。 就農後の定着にかかる支援、サポート。	随時	—	農政課 06-6489-6542 <a href="https://www.city.amagasaki.hyogo.jp/sangyo/zigyousya/1002073/1024876.html">https://www.city.amagasaki.hyogo.jp/sangyo/zigyousya/1002073/1024876.html</a>	9
	都市農業活性化推進事業	市内で新規就農した者	肥料や結束帯、露地被覆資材の購入及びビニールハウスの新設費用等の一部補助 ※補助対象によって補助率や上限額あり ※認定新規就農者加算あり	随時	—	農政課 06-6489-6542 <a href="https://www.city.amagasaki.hyogo.jp/sangyo/zigyousya/1002073/1024876.html">https://www.city.amagasaki.hyogo.jp/sangyo/zigyousya/1002073/1024876.html</a>	4
西宮市	西宮市農業活性化推進対策事業補助金	市内の農業者及び農業者の組織する団体等(以下のいずれにも該当するもの) (1)西宮市内に居住(西宮市内に事務所が所在)する農家(農業者の組織する団体等)であること。 (2)西宮市暴力団の排除の推進に関する条例(平成24年西宮市条例第67号)第2条各号に規定する暴力団員及び暴力団密接関係者でないこと。 ※認定農業者及び認定新規就農者に対して補助率の上乗せあり	農業用機械類の購入費用(レンタル費用)、農業用ハウスの新設費用、農作物用自動販売機の購入設置費用等、を補助する。 認定新規就農者または認定農業者は一般農業者より補助率を優遇するメニューがある。	申請受付：1月～2月頃 ※補助対象期間は、申請年の前年の1/1～12/31	予算の範囲内 農政課 0798-34-8482、8489	4	
宝塚市	新規就農者確保事業	①宝塚市内での就農を希望し、将来の地域の担い手として地域に根差した農業経営者を目指す意欲のある人 ②農業研修施設などで概ね一年以上の農業経験のある人 ③青年等就業計画を作成し、認定新規就農者になる意欲のある人 ④45歳以下の人 ⑤宝塚市民及び、事業利用開始より3か月以内に宝塚市民になることが確実な人 ⑥当面の生活資金等が確保できる人	①市が設置するパイプハウス(7.2m×30m)を2年間無償で利用し、その間に自ら樹立した営農計画に基づき農業経営の基礎を固めていく。 ②パイプハウス利用期間：2年間 ③サポート体制：地元若手農業者(認定農業者)からの栽培指導 ④事業利用中の経費：栽培に関する種苗、肥料、農薬、生産、出荷、光熱水費等に係る費用は自己負担とする。 ⑤自然災害等不可抗力によるパイプハウスの修繕費用は、市が負担する。	未定	1人	農政課 0797-77-2036 <a href="http://www.city.takarazuka.hyogo.jp/kanko/1009480/1002641/1017087/1004797.html">http://www.city.takarazuka.hyogo.jp/kanko/1009480/1002641/1017087/1004797.html</a>	2,7,8
川西市	市民ファーマー制度	市内の農地に継続して通い、年間60日以上耕作に従事できる個人で、以下のいずれかの条件を満たす者 (1)市民貸農園で2年以上の栽培経験があり、かつ、それを証明できる者 (2)県立農業大学校を卒業、又は、同校の研修コースを修了した者 (3)兵庫楽農生活センターの新規就農コース、又は、同センターの生きがい農業コースを修了した者 (4)JA兵庫六甲の新規就農者塾を修了した者 (5)農業生産法人等において概ね6か月以上農作業に従事した者	本市の都市農業における「農業経営基盤の強化に関する基本的な構想」に掲げる利用権設定等促進事業を活用し、農業者以外の人で就農をめざしている人や、貸農園より大きな農地でやってみよう人が円滑に農業へ参入できるよう、市民ファーマーとして登録した人に、登録された農地の中から希望の農地を紹介し賃借手続きの支援を行う。	随時	—	産業振興課 072-740-1164	9
	農業担い手づくり事業	新規就農を希望する市民	圃場での実習を通して、農業技術の習得を図るとともに、本市内農地での農業の担い手となることや、兵庫六甲農業協同組合での新規就農者の育成へつなげる。	4/1～4/14	10		2

支援分野の内容は、1. 就農相談 2. 研修制度 3. 研修費用助成 4. 営農費用助成 5. 雇用費用助成 6. 研修受入農家に対する助成 7. 農地取得支援 8. 住宅取得支援(あっせん・家賃補助を含む) 9. その他

兵庫県							
市町村名	事業・支援策名	支援対象者・条件	支援内容	募集期間	募集人数	担当課・電話番号等	支援分野
三田市	親方農家支援事業	認定農業者等が「農業の親方」となり、就農希望者を研修生として、三田市内で実施する新規就農者の育成、雇用又は独立を目的として、生産技術又は経営指導、販路確保等に係る計画的な研修を実施すること ただし、親方農家又は研修受講者の自己都合等により、申請時に提出された研修計画に変更が生じ、かつ、事業の目的を達成できないと市長が判断する研修は除く	研修者1名につき、研修日数(国及び県の補助金等の対象となる研修日を除く。)に1,000円を乗じた金額。ただし、限度額は、研修者1名につき120,000円とする。	4月	予算の範囲内		6
	認定新規就農者営農開始応援事業	新規就農者(農業経営開始日から2年以内の認定新規就農者)に対し、就農初期に必要な経費(農業機械や設備導入等)を助成する	1名につき50万円を助成(ただし、畜産農家は100万円を上限とする) 認定期間中、1回限り 夫婦等の共同の場合は、どちらか一方を対象とする 農業法人の場合は、当該法人を営業者の中に経営開始後5年以上経過している農業者がいないこと	随時	予算の範囲内	農業創造課 079-559-5089 http://city.sanda.lg.jp/	4
	就農研修	市内で農業研修を希望し、農業で生計を立てることを目標とする就農希望者 面談の結果、受け入れ可能な者	本格的な就農を目指す方に対して、生産技術の取得や農業経営等について指導的役割を果たすベテラン農家(親方農家)で、農業研修生の受け入れを行う	随時	—		2
	三田市農地バンク	就農希望者及び経営の規模拡大をしたい農業者	農地所有者等が耕作または管理できなくなった農地を登録し、登録された農地情報を提供し、農地の賃借・売買と有効利用を目的とする	随時	—		7
	施設野菜等生産拡大事業	下記のいずれかの要件を満たす市内の生産者 ①施設園芸を10a以上の規模で経営している生産者 ②既存のものを含め事業による導入で園芸施設が10aを超える生産者 ③新たに概ね2a以上を導入する生産者(定年退職後に就農した農業者や、女性農業者については1a以上)  既存も含め所有する施設全棟を園芸施設共済に加入させること 育苗を目的としたパイプハウスの導入でないこと 新設するハウスが原則として園芸施設共済評価要領上のプラスチックハウスⅡ類にあてはまる施設であること	補助対象は、パイプハウス本体(パイプ、ビニール、組立必要部品、換気施設)及び灌漑施設。ただし、施工にかかる経費、消費税は対象外 補助率は1/2	随時	予算の範囲内	JA兵庫六甲三田営農総合センター 079-563-4192	4
猪名川町	パイプハウス等設置支援事業	道の駅の直売所に出荷する農業者	200㎡以上のハウス及びぶどう棚:対象金額の1/2 200㎡未満のハウス:対象金額の1/3 ※上限200万円	9月末まで	予算の範囲内	農業環境課 072-766-8709	4
	農地バンク	就農希望者及び経営の規模拡大をしたい農業者	農地所有者等が耕作または管理できなくなった農地を登録し、登録された農地情報を提供し、農地の賃借・売買と有効利用を目的とする	随時	—	農業委員会事務局 072-766-8709	7
	新規就農者農業用機械等導入支援補助金	認定新規就農者で認定を受けて5年以内の農業者	猪名川町の農業後継者及び担い手の確保並びに育成を図るため、新規就農者の就農初期の農業用機械、施設等の整備に要する経費の一部に対して、予算の範囲内において補助金を交付する。  【助成金額】 農業用機械・施設等の取得費の1/2補助(上限50万円)	随時	予算の範囲内	農業環境課 072-766-8709	4
明石市	就農相談	市内で就農を希望する者	就農にあたっての各種相談	随時	—	農水産課 078-918-5017 nousui@city.akashi.lg.jp	1
加古川市	かこがわ育農塾	入門コース: 農業に関心のある加古川市内在住の18歳以上の方  中級コース: 加古川市内在住の満18歳以上70歳未満で、研修終了後1～2年以内に農作物を作り、出荷販売等を目指す方	○内容 農業技術指導員による講座と農地を使った栽培実習により、野菜作りの実践的なノウハウを学ぶ。 ○入門コース 春夏野菜コース全10回 秋冬野菜コース全10回 受講料:5,000円 ○中級コース全21回 受講料:10,000円	(各期) 講座開始日の1か月前程度より募集	入門コース:20名程度 中級コース:10名程度	農林水産課:079-427-9227 委託先:(株)ふあーみんサポート 東はりま 079-428-0450	2
	農地情報バンク	農業を始めようと考えている方、農業経営規模の拡大を考えている方 ※原則市内、又は隣接市町に在住の方	○内容 農地の耕作ができなくなり管理に困っている農地の情報を登録し、登録された農地情報を、新規に就農を考えている方や、経営規模を拡大したい方へ情報提供することを目的とする。	通年	—		7
高砂市	就農相談	市内で就農を希望する者	就農にあたっての各種相談	随時	—	産業振興課 079-443-9031 taact2930@city.takasago.lg.jp	1
稲美町	就農相談	町内で就農を希望する者	就農にあたっての各種相談	随時	—	産業課産業振興係 079-492-9141 sangyo@town.hyogo-inami.lg.jp	1
播磨町	就農相談	町内で就農を希望する者	就農にあたっての各種相談	随時	—	住民グループ地域振興チーム 079-435-2364 jumin@town.harima.lg.jp	1

支援分野の内容は、1. 就農相談 2. 研修制度 3. 研修費用助成 4. 営農費用助成 5. 雇用費用助成 6. 研修受入農家に対する助成 7. 農地取得支援 8. 住宅取得支援(あっせん・家賃補助を含む) 9. その他

兵庫県							
市町村名	事業・支援策名	支援対象者・条件	支援内容	募集期間	募集人数	担当課・電話番号等	支援分野
西脇市	スイーツファクトリー支援事業	①研修開始時から西脇市内に居住し、研修終了後は西脇市内で就業すること。 ②10日間程度のイチゴの栽培作業体験を受けること。 ③当面の生活資金が準備できること。	兵庫方式高設イチゴ栽培用ハウスによる実践研修 ○ 西脇市内在住の認定農業者及び普及センターの指導による研修 ○ 720㎡の栽培用ハウス及び216㎡育苗用ハウスでの実践研修 最長2年間 ○ 成果物は直売や観光での販売により研修生の収入となる。ただし、諸経費は研修生負担 ○ 農地取得支援 ○ 定住支援 ○ 研修生用宿泊棟完備	随時 ※H26～R8 (14年間) 隔年募集	2組	農林振興課 0795-22-3111 <a href="http://www.city.nishiwaki.lg.jp/">http://www.city.nishiwaki.lg.jp/</a>	2,7,8
	農業インターンシップ支援事業	畜産(黒田庄和牛)や高設いちご栽培への農業体験を最大10日間支援。農業体験希望者と受入れ農家のマッチングを実施。	受入農家に対して10,000円/日	随時	10名		6
三木市	新規就農相談	市内で就農を希望する者	就農にあたっての各種相談	随時	—	農林振興課 0794-89-2356 <a href="https://www.city.miki.lg.jp/">https://www.city.miki.lg.jp/</a>	1
	新規就農者支援	市内で新規就農した者	就農後の定着にかかる支援、サポート。				
小野市	小野市パイプハウス設置事業	①市内の農地に設置すること。 ②市内直売所へ出荷すること(3年間出荷実績の報告要)。 ③1棟あたり100㎡以上であること。 ④1人につき、年間2棟(累計10棟)まで。	資材購入費及び工費等の30%助成。(上限50万円/棟) ※付帯設備(ボイラー、灌水設備等)は、対象外	通年	年2棟/人 累計の制限有	地域振興部 産業創造課 0794-63-1928	4
加西市	就農研修受入農業者支援	受入れ農業者 認定農業者、農業経営士 女性農業者、青年農業者 農用地利用改善団体 上記に準ずるもの	研修者1人につき月額5万円 (研修者受入れ期間(最長3年)のうち、原則10日以上の研修を実施した月とする。ただし対象となる上記研修実施月は通算6月以上12月以内とする。)	随時	—		6
	新規就農者支援 (経営自立安定化支援事業)	1ターン就農者又は市内非農家就農者であって、市内での就農後3年未満であること。 (・本市に住居登録し、18歳以上45歳未満の認定新規就農者又は研修者 ・就農した日から5年未満(市外含む)で、引続き5年以上農業に従事し、市内に居住し続ける意志がある者)	3年間助成 1年目:15万円/月 2年目:10万円/月 3年目:5万円/月	随時	—		4
	新規就農者支援 (施設機械整備事業)	農業用施設又は農業用機械の導入により規模拡大又は効率的な農業経営を目指すこと。(・本市に住居登録し、18歳以上45歳未満の認定新規就農者又は研修者 ・就農した日から5年未満(市外含む)で、引続き5年以上農業に従事し、市内に居住し続ける意志がある者)	農業用施設又は農業用機械の導入に要する経費の1/2以内(上限300万円)	随時	—	農政課 0790-42-8741 <a href="http://www.city.kasai.hyogo.jp/index.html">http://www.city.kasai.hyogo.jp/index.html</a>	4
	新規就農者支援 (農地賃借料助成事業)	基盤強化法に基づき、6年以上の利用権の設定により新たに農地を借受けること(・本市に住居登録し、18歳以上45歳未満の認定新規就農者又は研修者 ・就農した日から5年未満(市外含む)で、引続き5年以上農業に従事し、市内に居住し続ける意志がある者)	賃借権設定額全額(上限1万円/10a) ただし補助金額の上限は5万円/年とし、3年を限度とする。	随時	—		7
	新規就農者支援 (住居賃助成事業)	賃貸契約により市内の民間賃貸住宅に居住していること。(・本市に住居登録し、18歳以上45歳未満の認定新規就農者、市が認めた雇用就農者又は研修者 ・就農した日から5年未満(市外含む)で、引続き5年以上農業に従事し、市内に居住する意思がある者)	12,000円以内/月(共益費や駐車場使用料等を除いた額を上限とし、3年を限度とする。)	随時	—		8
	新規就農相談	市内で就農を希望する者	就農にあたって各種相談	随時	—		1
	加東市	もち麦等栽培支援事業	出荷・販売するもち性大麦又はうるち性六条大麦を栽培した認定農業者、認定新規就農者又は集落営農組織  (要件)栽培こよみ等に基づき、もち麦等の栽培において、赤カビ病防除を年間2回以上実施すること。	1,600円以内/10アール(もち麦等の作付面積)	9月頃	—	農政課 0795-43-0518
	新規就農相談	市内で就農を希望する者	就農にあたっての相談	随時	—		1
多可町	パイプハウス建設補助事業	認定農業者 認定新規就農者 集落営農組織 農産物出荷を行う個人農家など  導入するハウスの面積が100㎡以上であること  出荷を前提とした農産物栽培を行うこと	1件につき15万円 (過去に町の補助を受けパイプハウスを建設した場合は対象外)  資材費及び工費  1件であること(複数棟を建設する場合も1件)	通年	予算の範囲内	産業振興課 0795-32-2388 <a href="https://www.town.taka.lg.jp/">https://www.town.taka.lg.jp/</a>	4
	新規就農相談	町内で就農を希望する者	就農にあたっての相談	随時	—		1

支援分野の内容は、1. 就農相談 2. 研修制度 3. 研修費用助成 4. 営農費用助成 5. 雇用費用助成 6. 研修受入農家に対する助成 7. 農地取得支援 8. 住宅取得支援(あっせん・家賃補助を含む) 9. その他

兵庫県							
市町村名	事業・支援策名	支援対象者・条件	支援内容	募集期間	募集人数	担当課・電話番号等	支援分野
姫路市	ひめじ帰農塾(農業体験・研修事業)	座学コース…播磨園地8市8町在住の人 座学コース以外…姫路市内在住の人、市内に耕作地がある人	・座学コース：農業の技術を磨きたい、日々の疑問を解消したいという方を対象に、将来の直売所出荷等も想定した、より高度な知識の習得を目指す。(9回開催)受講料3,000円 ・野菜コース：研修生1名あたり約30㎡の畑を使って、実践的な野菜栽培技術を学ぶ。(35回程度開催)受講料30,000円 ・果樹コース：果樹園で栽培している果樹を使って、実践的な果樹栽培技術を学ぶ。(20回程度開催)受講料10,000円 ・花苗・鉢花コース：花苗育成温室やハウスで、実践的な花苗・鉢花栽培技術を学ぶ。(15回程度開催)受講料10,000円 ・新規就農者枠：実習部門各コースに1名の若手就農希望者枠を設ける。	年度ごとに募集期間を設定(3月)	○座学コース40名 ○座学コース以外の各コース10名(新規就農者枠：各コース1名)	農業振興センター 079-263-2220 <a href="http://www.city.himeji.lg.jp/s60/2632220.html">http://www.city.himeji.lg.jp/s60/2632220.html</a>	2
	若者就農サポート事業	農業大学校などの学生	市が準備したバスにより、市内の認定農業者へ訪問し、就農や経営等について学ぶ。	-	-	農政総務課 079-221-2496	2
神河町	農林業後継者育成支援事業	農会又は営農組合、認定農業者又は農業法人、人・農地プランに中心経営体として位置づけられている農業者、生産森林組合及びそれに類する団体及び猟友会等に属する、年齢65歳未満の農業者及び地域農林業及び団体等の維持発展のため、意欲的に活動することが確実な農林業者等	免許取得、講習や研修への参加を支援する。 ・大型特殊自動車免許及びけん引自動車免許(農耕作業用自動車用) ・チェーンソー及び刈払機に関する講習 ・集落営農等の経理及び経営に関する研修 ・農業機械の安全操作研修(公的機関、民間企業が企画し、研修の実施が必ず確認できるもの) ・兵庫県狩猟免許	随時(予算内)	特になし(予算内)	地域振興課 0790-34-0960 tiki.shinkou@town.kamikawa.hyogo.jp	3
	神河町農業用機械施設整備支援事業	集落営農組織、認定農業者、認定新規就農者、農業法人、人・農地プランに中心経営体として位置づけられている農業者、農業者等が3戸以上で、かつ、学校給食、直売所等に出荷することを目的として組織された団体	農業用機械施設(トラクター、コンバイン、パイプハウス等)、大型農業施設(農産物集出荷施設、農産物加工施設等)の整備を支援する。	随時(予算内)	特になし(予算内)		4
福崎町	農林業後継者育成支援事業	農会又は営農組合、認定農業者、認定新規就農者又は農業法人、人・農地プランに中心経営体として位置づけられている農業者、猟友会等に属する、年齢70歳未満の農業者及び地域農林業及び団体等の維持発展のため、意欲的に活動することが確実な農林業者等	免許取得、講習や研修への参加を支援する。 ・大型特殊自動車免許及びけん引自動車免許(農耕作業用自動車用) ・刈払機等に関する講習 ・集落営農等の経理及び経営に関する研修 ・農林業機械の安全操作研修(公的機関、民間企業が企画し、研修の実施が必ず確認できるもの) ・兵庫県狩猟免許	随時(予算内)	特になし(予算内)	農林振興課 農政係 0790-22-0560 nourin@town.fukusaki.lg.jp	3
	営農対策推進事業	親元就農でない新規就農者	農作業指導	随時(予算内)	特になし(予算内)		3
相生市	夢ある農村づくり推進事業(新規就農者への支援)	相生市における新規就農者	就農初年度における機械等のリース料、施設園芸用ビニールハウスの整備費、及び農業技術習得のための受講料に対して助成する。 補助率1/3(但し、補助限度額あり)	随時	-	農林水産課 農林水産係 0791-23-7156 <a href="http://www.city.aioi.lg.jp">http://www.city.aioi.lg.jp</a>	3.4
宍粟市	宍粟市新規就農・定住推進事業奨励金	① 宍粟市に居住する、年齢が55歳以下である者 ② 申請年度から4年以上、専業で農業経営を行うことができると認められる者 ③ 市税及び国民健康保険税を完納している者 ④ 農業次世代人材投資資金の交付を受けていない者	① 農機具の購入費又はリース料 ② 農業用施設の設置費用 ③ 種、苗、薬剤等の購入費 ④ その他営農に必要な資材の購入費 補助率又は補助金額 上限を交付1年目は100万円、2年目以降は交付期間1年につき前年の総所得が100万円未満の場合は100万円、前年の総所得が100万円以上の場合は350万円から前年の総所得を減じた額に5分の2を乗じて得た額とし、補助対象経費の10分の10以内で市長が必要と認めた額(千円未満の端数は切り捨て)	令和5年度まで	予算の範囲内	農業振興課 0790-63-3109 <a href="http://www.city.shiso.lg.jp">http://www.city.shiso.lg.jp</a>	4
	農業塾「畑の講習会」	農業に関心のある宍粟市内在住の方	○内容 農業改良普及センター職員による講座と宍粟北みどり農林公社職員による農地を使った栽培実習により、野菜作りの実践的なノウハウを学ぶ。 ○受講回数 全7回(6月～12月) ○受講料 無料(但し、別途傷害保険料必要) ○募集人員 10人(先着順)	開始日の概ね1か月前程度前より募集	10人程度		2
上郡町	上郡町新規就農者等家賃補助金	町内で新規または親元から独立し農業経営を開始した者 農業法人からの収入を主として生計を維持している者 公的な就農に係る研修を受講し、その期間が3年を超えない者で、研修終了後において引き続き町内で農業を行うことを予定している者	新規就農者等1世帯につき支払った家賃月額額の2分の1以内、月額上限20,000円を初年度申請から2年間補助	年度ごと	特になし	産業振興課 0791-52-1116 <a href="http://www.town.kamigori.hyogo.jp/">http://www.town.kamigori.hyogo.jp/</a>	8
	新規就農相談	町内で就農を希望する者	就農にあたっての相談	随時	-		1
佐用町	さよう農の匠養成塾	新規就農をめざす方	野菜、果樹コースともに年間24回開講。講習では座学だけでなく、田畑での実地演習を行い、栽培技術の向上を図ります。 ・受講料 24,000円/年 ・3年を1期とする	令和3年3月31日まで(募集終了) 令和4年1月～2月頃追加募集予定	野菜14名 果樹23名	農林振興課 0790-82-0667 <a href="http://www.town.sayo.lg.jp">http://www.town.sayo.lg.jp</a>	2

支援分野の内容は、1. 就農相談 2. 研修制度 3. 研修費用助成 4. 営農費用助成 5. 雇費用助成 6. 研修受入農家に対する助成 7. 農地取得支援 8. 住宅取得支援(あっせん・家賃補助を含む) 9. その他

兵庫県							
市町村名	事業・支援策名	支援対象者・条件	支援内容	募集期間	募集人数	担当課・電話番号等	支援分野
太子町	太子ふれあい農業塾	太子町在住の方、または、太子町で農業を始めようと考えられている方	全9回開催 専門の講師による講義で農作物の栽培のコツや肥料・農業の基礎を学ぶことが出来ます。 また、各種補助事業の説明や直売所等の紹介、現地実習として播種から収穫までの体験を行います。	6月～2月	10人程度	産業経済課 079-277-5993 sankei@town.hyogo-taishi.lg.jp	2
	新規就農相談	町内で就農を希望する方	新規で就農を考えている方に対して、補助制度の活用や町農地バンク制度を活用した農地の貸付、親方農家の紹介等を支援します。	随時	—		1
	農地情報登録制度(農地バンク)	①農地を耕作し、地域の活性化に寄与できる者 ②農地を耕作し、地域住民と協調して農業を営むことのできる者 ③農地を1年以上耕作することができる者	農業を始められる方や規模を拡大される方(事前に登録された方)に対して、町内の空農地の情報提供を行う。	随時	—		7
養父市	養父市新規就農希望者研修支援交付金	養父市で新たに農業経営を開始するための就農研修に取組み、以下の要件をすべて満たすこと。 (1)就農開始予定時の年齢が満50歳未満であり、就農に関して強い意欲を有していること。 (2)就農研修に関する計画が次に掲げる基準を満たしていること。 ア 市長が認めた親方農家の下で研修を行うこと。 イ 研修期間が概ね1年間且つ150日以上であること。 (3)常勤(週35時間以上で継続的に勤務している)の雇用契約を締結していないこと。 (4)生活費の確保を目的とした他の事業による給付金を受けていないこと。 (5)研修終了後1年以内に、農業経営改善計画又は青年等就農計画の認定を受けること。 (6)養父市暴力団排除条例(平成25年養父市条例第18号)第2条に規定する暴力団員及び暴力団密接関係者でないこと。	就農研修者に対し 月額15万円を最長3年間交付する	随時	—	農林振興課 079-664-0284	3
朝来市	朝来市新規就農希望者補助金	朝来市で新たに農業経営を開始するための就農研修に取組み、以下の要件をすべて満たすこと。 (1)研修の受講を開始するときの年齢が61歳以下であること。 (2)農業生産基盤を相続等により取得することが見込めないこと。 (3)研修終了後において速やかに就農(雇用就農を含む。)を予定していること。 (4)農業経営に係る知識、技能等の習得のため、兵庫県朝来農林振興事務所の指導を受けること。 (5)市税等市の徴収金において滞納がないこと。 (6)研修の実施において、この補助金の目的と重複する国又は県等の補助を受けてないこと。 (7)生活保護、求職者支援制度等生活費を支給する国又は県等の補助を受けてないこと。 (8)朝来市暴力団排除条例に規定する暴力団員又は暴力団密接関係者でないこと。 ※補助期間:最大3年間 研修期間中又は研修終了後5年以内に農業を中止した場合は、補助金の全部又は一部を返還しなければならない。	補助金の額 45歳以下:月額15万円 46歳以上:月額10万円	随時	—	農林振興課 079-672-2774	3

支援分野の内容は、1. 就農相談 2. 研修制度 3. 研修費用助成 4. 営農費用助成 5. 雇用費用助成 6. 研修受入農家に対する助成 7. 農地取得支援 8. 住宅取得支援(あっせん・家賃補助を含む) 9. その他

兵庫県							
市町村名	事業・支援策名	支援対象者・条件	支援内容	募集期間	募集人数	担当課・電話番号等	支援分野
豊岡市	豊岡農業スクール開校事業	(支援対象者) ○研修開始日における満年齢が原則50歳以下であること ○市内在住者または転入者 ○将来、市内での独立自営就農または雇用就農(親元就農を予定している方)にあっては、研修先が親元以外の受入農家であればこれに該当するものとする)を旨とする  (研修条件) ○研修期間:1年間 但し更新により最大3年間 ○研修時間:週40時間(1日8時間×5日間)を基本 ○その他:自己により所得税の確定申告	○実施主体:豊岡市認定農業者協議会へ委託 ○給付金:(研修生)月額100,000円/人を支給(受入農家)月額25,000円/農家を支給 ○研修等:集合研修(座学)・現地研修の実施 ○その他:研修生の傷害保険は上記協議会で加入	年度ごとに募集期間を設定	定員3名		2,3,6
	豊岡市若手農家支援事業 【園芸用ハウス整備費助成】	(支援対象者) ○認定新規就農者及び豊岡農業スクール卒業生  (条件) ○施設整備後3年間は導入した園芸用ハウスにおける年間収支実績を提出 ○下記「農業用機械等整備費助成」との併用申請不可	○実施主体:豊岡市 ○園芸用ハウスの整備に要する費用の一部を支援。 対象経費:園芸用ハウス(耐用年数10年以上)の資材購入費及び施工費。 予算の範囲内で対象経費の1/2以内(上限3,000千円)。	随時	予算の範囲内	農林水産課環境農業係 0796-23-1127	4
	豊岡市若手農家支援事業 【農業用機械等整備費助成】	(支援対象者) ○「認定新規就農者及び豊岡農業スクール卒業生」の内、新規参入者等  (条件) ○上記「園芸用ハウス整備費助成」との併用申請不可	○実施主体:豊岡市 ○減価償却資産又は育成中の牛馬及び果樹等で、かつ、市長が必要と認める農業に用いられる構築物、動産及び生物その他農業経営に必要なものの導入に要する費用の一部を支援。 対象経費:動産、生物にあっては導入経費、構築物(園芸用ハウスを除く。)にあっては資材購入費及び施工費 予算の範囲内で対象経費の1/2以内(上限3,000千円)。	随時	予算の範囲内		4
	豊岡市若手農家家賃支援事業	(支援対象者) ○豊岡市へ転入した認定新規就農者、豊岡農業スクール研修生・卒業生  (条件) ○市内に親族がおらず、かつ、賃貸借契約により民間賃貸住宅に居住すること	○実施主体:豊岡市 ○家賃補助 対象経費:市内の民間賃貸住宅の月額家賃(共益費、駐車場使用料等を除く)の一部を支援 予算の範囲内で対象経費の1/2以内(月額上限20千円)。	随時	予算の範囲内		9
香美町	新規就農相談	町内で就農を希望する者	就農に関する各種相談	随時	—	農林水産課 0796-36-0846	1
丹波篠山市	新規就農者支援事業	以下の条件を全て満たす方。  ○農業経営基盤強化促進法(昭和55年法律第65号)第14条の4第1項に規定する青年等就農計画の認定を受けている農業者(認定新規就農者)。 ○市内に居住していること。 ○市税等を滞納していないこと。	①農業用機械等導入支援  農業経営の開始に必要な新品又は中古の農業用機械及び農業用施設の導入費用の1/2(上限500千円、1人1回限り)	—	—	農都政策課担い手支援係 079-552-1114 <a href="https://www.city.tambasasayama.hyogo.jp/">https://www.city.tambasasayama.hyogo.jp/</a>	4
			②家賃助成  住居賃貸費の1/2を3年間支援 ※上限額 1年目→30千円/月 2年目→25千円/月 3年目→20千円/月				8
			③農地賃借料助成  農地賃借料総額の1/2(上限15千円、1人1回限り)				4

支援分野の内容は、1.就農相談 2.研修制度 3.研修費用助成 4.営農費用助成 5.雇用費用助成 6.研修受入農家に対する助成 7.農地取得支援 8.住宅取得支援(あっせん・家賃補助を含む) 9.その他

兵庫県							
市町村名	事業・支援策名	支援対象者・条件	支援内容	募集期間	募集人数	担当課・電話番号等	支援分野
丹波市	新規就農者等育成支援事業	公募により登録認定した事業者で、市が別に登録認定した新規就農希望者を雇用する事業者	新規に就職しようとする者を雇用した賃金の1/2 上限50,000円 最大12ヶ月分を補助	—	—	農業振興課 0795-74-1465 <a href="https://www.city.tamba.lg.jp/">https://www.city.tamba.lg.jp/</a>	5
	認定新規就農者等育成支援事業	認定新規就農者	1 家賃助成 認定新規就農者が新たに居住するための戸建を借りた時は、借主にその家賃の一部を2年間助成する。ただし、農業次世代人材投資事業(経営開始型)受給者及び受給を開始した者を除く。 <補助金額>戸建住宅の家賃1/2以内 月額上限4万円	—	—		8
		認定新規就農者に対し戸建て住宅を貸し付ける家主	2 戸建住宅貸付制度 家賃助成を受けた認定新規就農者に対し、新たに居住するための戸建住宅を貸し付けたときは、家主に奨励金を1年間交付する。 <補助金額>月額1万円	—	—		9
		認定新規就農者	3 機械導入助成 承認を受けた青年等就農計画等に沿って農業経営を行うため必要とする農業機械を導入するときは、認定期間内において1回1台に限り助成する。 <補助金額>導入経費の1/2以内、上限60万円	—	—		4
		認定新規就農者	4 農業施設導入助成 承認を受けた青年等就農計画等に沿って新設の農業施設を建設導入するときは、認定期間内において1回1限りに、その導入費用(灌漑設備含む)の一部を助成する。ただし、所有ハウスの総面積が200㎡以上の場合、農業災害補償法に定められた園芸施設共催に加入しなければならない。 <補助金額>導入経費の1/2以内、上限60万円	—	—		4
	新規就農者等育成支援事業認定者家賃助成 事業対象者が新たに戸建又は集合住宅を借りたときは、認定期間内において12箇月間に限り、家賃の一部を助成する。 <補助金額> (1) 戸建住宅 家賃の1/2以内とし、月額上限4万円 (2) 集合住宅 家賃の1/3以内とし、月額上限2万円	—	—	—	—	8	
洲本市	空き施設・機械マッチング事業	・対象者 現在、利用していない農業用施設や農業用機械などについて、その情報を市に届け出る者 ・要件 市に届け出た物件について、実際に就農希望者との間で売買・譲渡・貸与等が成立すること	農業用施設の場合4万円 農業用機械の場合2万円	随時	予算の範囲内	農政課担い手育成係 0799-24-7638 <a href="https://www.city.sumoto.lg.jp/soshiki/16/">https://www.city.sumoto.lg.jp/soshiki/16/</a>	9
	農業研修生・短期滞在住宅「たかた屋」	農業体験・研修制度を活用する方。	農業体験・研修を行う方について、市が管理する短期滞在住宅が利用可能 利用料：無料	随時	1戸につき要調整		2、9
	新規就農希望者長期研修受入農家支援事業	・対象者 新規就農希望者の1年以上の長期研修を受け入れる農家 ・要件 研修生指導に対する、国、県等の類似の助成制度を受けていないこと 研修計画、研修報告を行うこと	研修1日につき、指導者謝金として3千円、100日を限度	随時	予算の範囲内		6
	新規就農希望者長期研修家賃助成事業	・対象者 新規就農を希望し、民間賃貸住宅に居住し、1年以上の長期研修を受ける者 ・要件 指導農家から、賃金等の支払いを受けていないこと 他の支援制度を受けていないこと 研修計画、研修報告を行うこと	家賃助成として、月額上限2万円(1/3以内) 助成期間最長12か月	随時	予算の範囲内		8
	親方農家制度	新規就農希望者	次世代の農家を育てたいと考えている市内農家を親方農家として登録し、新規就農希望者とマッチングさせ、研修を行わせる制度	随時	—		2
南あわじ市	未来の担い手確保・育成総合支援事業(頑張る若者応援隊支援事業)	対象者: 吉備国際大学農学部学生	・新規就農者の講演会を開催	随時	—	農林振興課 0799-43-5223 nourin@city.minamiawaji.hyogo.jp	1,2,3
		対象者: 就農希望者及び新規就農者	・就農希望者とのマッチングの機会創出 ・新規就農者研修会の開催				
		対象者: 親方農業者	雇用、就業規則作成や働き方改革等に係る研修会参加負担金補助(定額 上限10万円)				
		対象者: 新規就農者受入集落	・新規就農者を受け入れようとする集落の話し合いが円滑に進むような取組を支援する。(例: 人・農地プラン作成集落の情報交換やコーディネーター派遣等)				
		対象者: 新規就農者に空施設等を貸付ける者	・協力を交付 施設:(定額 上限30万円) 機械:(定額 上限5万円)	随時	—	8	
新規就農相談	市内で就農を希望する者	就農にあたっての各種相談	随時	—	1		
農地バンク	就農希望者及び経営規模の拡大をしたい農業者	農地の有効利用を目的に、農地所有者等が売りたい買いたい貸りたい借りたい農地の情報を登録し、登録された農地情報を提供	随時	—	農業委員会事務局 0799-43-5236 nougou.jinkai@city.minamiawaji.hyogo.jp	7	

支援分野の内容は、1. 就農相談 2. 研修制度 3. 研修費用助成 4. 営農費用助成 5. 雇用費用助成 6. 研修受入農家に対する助成 7. 農地取得支援 8. 住宅取得支援(あっせん・家賃補助を含む) 9. その他

兵庫県							
市町村名	事業・支援策名	支援対象者・条件	支援内容	募集期間	募集人数	担当課・電話番号等	支援分野
淡路市	新規就農者基盤整備事業	認定新規就農者、青年就農給付金を受けている新規就農者	就農計画に基づき、必要とする農機具、施設整備に要する経費。 補助対象経費の3分の1以内(上限500千円)	4月～5月	予算の範囲内	農林水産課 0799-64-2512 <a href="http://www.city.awaji.lg.jp/">http://www.city.awaji.lg.jp/</a>	4
JAみのり	レンタルハウス助成	周年栽培や栽培品目の拡大と品質の向上に取り組み、JA直売所や市場出荷などJAを通じた販売を目的にパイプハウスを設置し、レンタル契約で利用する農家。	本体助成 1棟当たり 本体費の20%(上限15万円) 建設助成 1棟 建設費の40%(上限15万円)	令和4年3月31日まで	予算の範囲内	本店営業部 0795-42-5144	4
JA兵庫みらい	農業用パイプハウス事業	(利用資格者) ①JA兵庫みらいの正組合員で、この施設を利用することが適当であると認められるもの。 ②新規及び規模拡大を目的とする者(事業内容) ①設置規模は1アール以上の農業用パイプハウスとする。 ②付帯設備等(付帯設備等単独設置含む)も認めるものとする。尚、付帯設備等とは、換気装置、灌水設備、加温装置、電照装置、給液装置、環境制御装置、栽培ベンチー式、電気工事をいう。 ③農業用パイプハウス施設の新規設置上限数は、1個人(団体)単年度1物件を限度とし、単年合計10物件または予算額500万円以内とする。	農業用パイプハウス設置に係る(工事費を含む)請求金額総額(税別)の50%(千円単位以下切り捨て)とし、助成金の最高限度は、50万円とする。	事業年度内	先着順 単年度10件	営農経済部 あぐり創生課 0790-47-1282	4
JA兵庫南	研修ハウスを活用した新規就農者の育成支援	JA兵庫南管内(特に稲美町)で就農を予定している者、または、新規就農者で施設栽培の導入を検討している者。	研修ハウス(水耕栽培、いちご高設栽培、土耕栽培)を活用した、研修の受け入れ。 1ヶ月あたり50,000円/ハウスの委託料を支払い。	4/1～3/31	1～2人	直売課 079-495-5330 <a href="http://www.ja-hyogominami.com">http://www.ja-hyogominami.com</a>	1.2
JA兵庫南	ハウス導入支援事業	次に掲げる要件のいずれかを満たしたものの 1.ふあ～みんSHOPなどJA兵庫南に積極的に出荷するJA兵庫南の組合員 2.ふあ～みんSHOPなどJA兵庫南に積極的に出荷する農業法人や集落営農組合等の団体	ハウスの建設資材費の1/3	4/1～3/31	—	特産販売課 079-492-5789 <a href="http://www.ja-hyogominami.com">http://www.ja-hyogominami.com</a>	4
JAハリマ	JAハリマ園芸施設用ビニールハウス助成事業	目的:ビニールハウスの導入により、施設野菜の栽培により生産安定をはかると共に、地産地消の拡大と管内の直売所や学校給食等の供給体制整備や農業振興と活性化のために助成する。 利用範囲:当JA管内(一宮町、波賀町、千種町)とする。 資格者:管内の組合員(生産者)で、農産物直売所や学校給食等に出荷販売を目的とする者とする。 要件: ①ハウス施設等資材はJAの供給するものを利用する。 ②生産販売に関わる資材はJAが指導するものを利用する。 ③生産計画栽培についてはJAの指導を受けるものとする。	事業内容: ①ハウスの規模は最低面積100㎡以上の簡易パイプハウスとし、資材費についてのみ助成し、工事費は含まないものとする。 ②年度内の施設数は原則2棟までとする。但し、組合長が適当と認めた場合に限り、1棟を上限に追加することができる。 利用:施設利用しようとするものは、「園芸施設用ビニールハウス助成事業計画承認申請書」をJAに提出し、承認を受ける。 助成金額:20万円とし、補助対象経費の実支出額の5分の1以内で組合長が必要と認めた額。ただし、千円未満の端数は切り捨てる。 維持管理:施設の災害補償のため、この施設を園芸施設共済に加入することを条件とし、掛け金については利用者負担とする。ただし、当該共済に加入する資格を有しない場合は、この限りではない。	随時	2件 最大3件	経済部一宮営農経済センター 0790-72-1235	4
JA丹波ひかみ	地域担い手育成対策 新規就農者支援	丹波市が認定した新規就農者でJAへの農産物出荷額が年間50万円以上の新規就農者	一律10万円の支払い	随時	6件	営農経済部営農振興課 0795-82-5349	4

支援分野の内容は、1.就農相談 2.研修制度 3.研修費用助成 4.営農費用助成 5.雇用費用助成 6.研修受入農家に対する助成 7.農地取得支援 8.住宅取得支援(あっせん・家賃補助を含む) 9.その他



奈良県							
市町村名	事業・支援策名	支援対象者・条件	支援内容	募集期間	募集人数	担当課・電話番号等	支援分野
桜井市	鳥獣被害対策防護施設設置補助事業	桜井市内の農地にて営農	鳥獣への被害対策として防護柵等(電気柵、ワイヤーメッシュ柵、ネット等)を購入し設置した方に対し、購入金額に10分の6を乗じて得た額又は25,000円のいずれか低い額以内を補助	4月1日～30日(令和3年度)	特になし(予算内)	農林課 0744-42-9111	4
	狩猟免許取得補助事業	桜井市内において鳥獣駆除活動を実施する方(原則、奈良県猟友会桜井支部に加入)	新たに狩猟免許(わな猟に限る。)を取得し、狩猟者登録を行った方に対し、定額20,000円を補助	随時	特になし(予算内)		4
	有害野生動物防除設備購入補助事業	①狩猟免許取得補助事業の要件を満たした方 ②桜井市アライグマ防除実施計画に基づき捕獲従事者証の交付を受けた方	①新たにイノシシ・シカ用の捕獲檻を購入した方に対し、購入金額に10分の6を乗じて得た金額又は20,000円のいずれか低い額以内を補助 ②自ら居住又は使用する家屋の敷地内又は自ら耕作又は管理する農地において、アライグマの捕獲を目的として捕獲檻を購入した方に対し、購入金額に10分の6を乗じて得た額又は3,000円のいずれか低い額以内を補助	随時	特になし(予算内)		4
御所市	御所市猪防護柵設置補助金	御所市内に所在する農地において、猪による農作物被害を防止するため、市内のそれぞれの地域で組織された自治会長の同意を得て、以下に該当する猪防護柵を設置する者 (1)現に耕作されている農地又は耕作可能なことが明らかに確認できる農地について設置された猪防護柵 (2)果樹園地について設置された猪防護柵で、猪の被害が直接樹木に及ぶおそれのある低木に対して設置されたもの (3)猪の侵入を防ぐと認められる構造であり、相当期間の耐用年数があると認められるもの	100,000円を上限として、猪防護柵に係る材料購入費の2分の1を補助する。ただし、1メートル当たりの材料購入費の単価が850円を超える場合は、その単価を850円として計算する	随時	予算の範囲内 農林商工課 0745-44-3497 <a href="http://www.city.gose.nara.jp/sohiki/5-3-0-0-0_2.html">http://www.city.gose.nara.jp/sohiki/5-3-0-0-0_2.html</a>	4	
生駒市	生駒市農地活用推進事業	生駒市において市長から認定を受けた者又は当該年度中に認定の見込みがある者で就農を開始して5年を経過しない18歳以上50歳未満の市内在住者	新たに購入する農業用機械及び施設で、トラクター・トラック・コンバイン・田植機・ハウス・作業小屋・選果機・果樹棚・井戸の購入・設置に要する経費に対する補助率50%の補助金制度。 ※上限は500,000円かつ生涯1度限りとする。	随時	予算の範囲内 農林課 0743-74-1111	4	
山添村	山添村茶防霜施設設置及び茶樹育成事業	村内茶生産農家	・茶防霜扇等の設置 工事費の10/100以内(上限10万円/10a) ・茶樹の改植 苗木費、機械賃借料の50/100以内(上限10万円/10a) ・茶樹の中刈り(地表面から15cm以上概ね30cm以下の伐採) 機械賃借料の50/100以内(上限5万円/10a) ・茶樹の台切り(地表面から概ね15cm以下の伐採) 機械賃借料の70/100以内(上限5万円/10a)	随時	特になし(予算内) 農林建設課 0743-85-0046 <a href="http://www.vill.yamazoe.nara.jp/">http://www.vill.yamazoe.nara.jp/</a>	4	
	有害鳥獣防除施設設置事業	村内の農地に有害鳥獣防除施設を設置する農家	防護柵、爆音機、捕獲檻の購入費(1カ所の事業費が15,000円以上)の40%以内(上限 防護柵540円/m、爆音機50,000円/個、捕獲檻 80,000円/個)	随時	特になし(予算内)	4	
三宅町	三宅町新規就農支援事業	町内に住所を有し、町内の農地で営農する18歳以上45歳未満の新規就農者(町長から青年等就農計画の認定を受け5年を経過しない者)	町内の農地経営に必要な種苗・肥料・農業に要する費用、施設栽培に必要な燃料にかかる費用の補助。1年につき1人あたり100万円を上限とする。	随時	予算の範囲内 産業管理課 0745-44-3071 <a href="https://www.town.miyake.lg.jp">https://www.town.miyake.lg.jp</a>	4	
曾爾村	雨よけハウス設置事業	村内の農地において農業を営む個人もしくは農業関係団体 交付を受けた日から5年間は当該補助金の対象外	新設および建替 パイプの外径により補助が変わる 22.2mmまで 1㎡あたり1,300円 25.4mm～ 1㎡あたり1,400円 31.8mm～ 1㎡あたり2,000円 中古再利用 1㎡あたり一律400円	随時	予算の範囲内 地域建設課 0745-94-2105 <a href="https://www.vill.soni.nara.jp/">https://www.vill.soni.nara.jp/</a>	4	
	有害鳥獣防除施設設置被害防除施設設置事業	村内に土地を所有し、村税を完納している者 電気柵・ネット柵は8年、トタン板柵・金網柵・ワイヤーメッシュ柵は14年、その他は5年間は補助してから期間対象外	上限300円/m 天井付き囲み柵については上限300円/m 但し、上限以内の場合については、資材費の1/2	随時	予算の範囲内	4	
	試験栽培生産施設の設置事業	認定農業者又は認定就農者、農業生産法人等 使用料を取り決めた上、毎年納付する必要がある。 施設の使用期間は、使用開始から12年。	貸付期間終了後は減価償却したものとみなし、施設の所有権を使用者に無償譲渡する。	随時	数名 企画課 0745-94-2106 <a href="https://www.vill.soni.nara.jp/">https://www.vill.soni.nara.jp/</a>	4	

支援分野の内容は、1. 就農相談 2. 研修制度 3. 研修費用助成 4. 営農費用助成 5. 雇用費用助成 6. 研修受入農家に対する助成 7. 農地取得支援 8. 住宅取得支援(あっせん・家賃補助を含む) 9. その他

奈良県							
市町村名	事業・支援策名	支援対象者・条件	支援内容	募集期間	募集人数	担当課・電話番号等	支援分野
御杖村	御杖村新規就農者支援補助金 (農業用ビニールハウス設置補助)	・村内在住の認定就農者で、農業次世代人材投資事業経営開始型資金給付申請中又は給付期間中の者(見込みの者を含む) ・交付の対象となる期間は青年等就農計画の認定を受けた日から起算して3年間	・パイプ径31.8mm以上を使用するビニールハウス新規設置について、3,000円/1㎡を上限に、資材費及び灌水施設等付帯設備費の全額を補助。1人あたりの補助上限額は300万円 ・上限金額を超えるまで複数回にわたり申請することができるが、同一年度内1回限りとする。	随時	予算の範囲内	産業建設課 0745-95-2001 <a href="http://www.vill.mitsue.nara.jp/">http://www.vill.mitsue.nara.jp/</a>	4
	御杖村新規就農者支援補助金 (農業用機械購入補助)	・村内在住の認定就農者で、農業次世代人材投資事業経営開始型資金給付申請中又は給付期間中の者(見込みの者を含む) ・交付の対象となる期間は青年等就農計画の認定を受けた日から起算して3年間	・農業用機械(農用トラクター、耕うん整地用機具、栽培管理用機具、防除用機具、穀類収穫調整用機具)購入について、1人あたり150万円を上限に購入費用の全額を補助(個人間の取引は不可) ・上限金額を超えるまで複数回にわたり申請することができるが、同一年度内1回限りとする。	随時	予算の範囲内		4
	御杖村新規就農者支援補助金 (農地賃借料補助)	・村内在住の認定就農者で、農業次世代人材投資事業経営開始型資金給付申請中又は給付期間中の者(見込みの者を含む) ・交付の対象となる期間は青年等就農計画の認定を受けた日から起算して3年間	・農地の年間賃借料について、1万円/1,000㎡を上限に全額を補助	随時	予算の範囲内		4
高取町	高取町農業次世代人材支援交付金	高取町内の農業経営基盤強化促進法第14条の4第3項の規定に基づき、青年等就農計画の認定を受けている、農業次世代人材投資事業対象者(1人1回のみ)	町内に在住かつ住民票を有している者 300千円 町外に在住している者 100千円	随時	特になし	まちづくり推進課 0744-52-3334 <a href="http://www.town.takatori.nara.jp/">http://www.town.takatori.nara.jp/</a>	4
明日香村	戦略的農業推進事業	明日香村内での就農希望者	パート職員として公社が雇用しながら、営農アドバイザーによる農業の知識や技術を習得する場を提供。 公社が管理する農地(耕作放棄地を再生した農地含む)を就農希望者へ耕作できる状態のままあつせん。	R3.7.1～R3.7.31まで	2名程度	観光農林推進課 0744-54-2001 一般財団法人明日香村地域振興公社 0744-54-9200	2
		明日香村内で営農する者(新規就農者含む)	明日香村の推奨作物(ツルムラサキ等)の栽培者に対し、苗の販売～販路提供まで支援。また、水田で作付けの場合は、産地化推進作物として産地交付金の加算の対象としている。	随時	特になし		7
		明日香村内で営農する者(新規就農者含む)	明日香村の推奨作物(ツルムラサキ等)の栽培者に対し、苗の販売～販路提供まで支援。また、水田で作付けの場合は、産地化推進作物として産地交付金の加算の対象としている。	随時	予算の範囲内		9
広陵町	広陵町農業塾	広陵町内に在住・在勤又は町内で就農を考えている方で、農業で生計を立てる覚悟、情熱のある方。年齢・性別・経験不問。	1年目は月2回の座学(夜間)を中心に実施し、農業で生計を立てるための基礎知識や技術を習得する。 2年目は降は圃場実習に軸を移し、受講者のタイプに応じて個別にカリキュラムを組む予定。	7月1日～7月30日(令和3年度)	10名程度	事業部地域振興課 0745-55-1001 <a href="http://www.town.koryo.nara.jp">http://www.town.koryo.nara.jp</a>	2
	広陵町農業塾 (農業版コワーキング施設)	イチゴ栽培で農家として生計を立てていきたいと考える広陵町農業塾受講生または修了生	イチゴ栽培を行うための育苗ハウス・本圃ハウスを貸し出すほか、育苗から出荷までの指導を行う。	不定期	3名		2
大淀町	大淀町有害野生鳥獣被害対策施設設置事業	・町内にある農地で営農する人 ・住所を有する行政区の長または地域の生産組合の長を通じて申請	有害野生鳥獣から農林産物を守る防護柵(鹿用侵入防止ネット、トタン柵、電気柵等)の設置に係る資材費に対して、1/2以内(上限8万円)	随時	特になし(予算内)	建設産業課 0747-52-5543 <a href="mailto:kensetsusangyou@town.oyodo.lg.jp">kensetsusangyou@town.oyodo.lg.jp</a>	4
	大淀町農業用施設設置事業(ビニールハウス)	・町内にある農地で営農する人 ・地域の生産組合の長または地域で活動する農業団体(法人除く)を通じて申請	野菜栽培を目的とした概ね1a以上のビニールハウスの新設、または既存のビニールの張り替えに必要な経費に対して、1/3以内(上限10万円)	随時	特になし(予算内)		4
	大淀町農業振興事業(梨の改植事業)	・町内にある果樹農地で営農する人 ・農業者の組織する団体の長を通じて申請	梨木更新のための苗木購入に要する経費に対して、1/2以内(上限8万円)	随時	特になし(予算内)		4
	農村の魅力づくりモデル事業(体験農業塾)	・野菜の栽培方法を一から勉強したい方 ・年齢、性別、経験は不問	月1回の講座(5月～1月、全9回)を中心に、一年を通じて果菜類を中心とした野菜の座学研修と管理作業(畑の準備、播種、定植、支柱たて、整枝、除草、病害虫防除、有害獣防除、収穫等)の実習	4月2日～23日(R3年度)	10名程度		2
下市町	下市町有害鳥獣防除施設設置事業補助金	町内に住所を有する農業者等、もしくは地域の団体とする。個人は町税を完納している者に限る。町外の方で補助を受けようとする場合は、農業振興地域内における農地への設置に限る。	有害鳥獣防除施設設置のための資材費(電気柵、トタン・ネット柵、金網柵等)の1/2以内、上限6万円(千円未満の端数がある場合は、これを切り捨てるものとする)	随時	予算の範囲内	地域づくり推進課 0747-52-0001	4

支援分野の内容は、1. 就農相談 2. 研修制度 3. 研修費用助成 4. 営農費用助成 5. 雇用費用助成 6. 研修受入農家に対する助成 7. 農地取得支援 8. 住宅取得支援(あつせん・家賃補助を含む) 9. その他

奈良県							
市町村名	事業・支援策名	支援対象者・条件	支援内容	募集期間	募集人数	担当課・電話番号等	支援分野
十津川村	農業機械導入支援事業	十津川村内で農業を行う村民または、新規に就農する村民を対象	・5万円以上の農業機械が対象で、補助金の額は、事業費額が20万円未満の場合は30%以内、事業費額が20万円以上の場合は50%以内。 ・補助金の上限額は、1農家あたり100万円 ・中古品は対象外	随時	予算の範囲内	産業課 0746-62-0005	9
	農林産物施設栽培整備支援事業	十津川村内で施設栽培を実施している村民または、新たに組みむ村民	・施設栽培に係る生産資材の購入に係る費用 ・施設栽培に係る設備の整備に係る費用 ・10万円以上の事業費を対象とし、団体で60%、個人で50%以内 ・補助金の上限は1農家(団体)あたり500万円	随時	予算の範囲内		9
	有害鳥獣防除施設設置事業	農林家、大字又は農林家で組織される団体	・有害鳥獣による被害防止のための防除施設の備品購入に係る費用 ・電気柵及びワイヤーメッシュ柵:70%以内 ・防除網・柵施設又はしいたけほだ場防除施設:50%以内 ・補助金の上限は令和5年3月31日までで50万円。(前年度に事業実施の協議がされておらず、緊急的に設置する場合は当該年度で7万円まで)	随時	予算の範囲内		9
下北山村	水田耕作補助金	村内において水稲作付けを行っている者を対象	年間1アール当り1500円を上限	随時	予算の範囲内	農林建設課 07468-6-0016	9
	有害獣防除施設設置事業補助金	村内において農地を耕作している者を対象	資材費のうち 1円~20,000円まで⇒全額 20,001円~100,000円まで⇒1/2 100,001円~200,000円まで⇒1/4	随時	予算の範囲内		9
東吉野村	ビニールハウス設置事業	東吉野村内に住所と農地を有し、農業振興のための農産物を作付けすることを目的とする者及び村長が適当と認める者。同一箇所の補助については、一回限り。	資材費の2/3以内、上限400千円(円未満の端数が生じたときは、その端数は切り捨てるものとする。)	随時	予算の範囲内	地域振興課 0746-42-0441	4
	農機具購入事業	東吉野村内に住所と農地を有し、農業振興のための農産物を作付けすることを目的とする者及び村長が適当と認める者。毎年度につき一回限りで同一目的の農機具購入は一回限り。	購入に係る費用の2/3以内、上限200千円(円未満の端数が生じたときは、その端数は切り捨てるものとする。)	随時	予算の範囲内		4
	猪・鹿被害防除柵設置事業	東吉野村で農地を耕作し東吉野村内に住所を有する者で村長が適当と認める者。なお、補助は、同一箇所について1回限り。設置方法については柵で農地を囲むものとする。	原材料費のうち、村長が適当と認めた経費で3分の2以内、限度額を1件200千円(円未満の端数が生じたときは、その端数は切り捨てるものとする。)	随時	予算の範囲内		4
	猿被害防除柵設置事業	東吉野村で農地を耕作し東吉野村内に住所を有する者で村長が適当と認める者。なお、補助は、同一箇所について1回限り。設置方法については柵で農地を囲い、かつ天井部分を覆うものとする。		随時	予算の範囲内		4
JAならけん	ナス栽培育成プログラム事業	【応募資格】 1. 奈良県在住者で、概ね60歳以下であること。 2. 奈良県農業協同組合の組合員であること。 3. 県内でナス栽培による経営を希望し、かつ導入が確実に見込めること。 4. 農業に関する基本的な知識と技術を有していること。 5. 10a以上の農地をお持ちでナスの作付けが可能であること。 6. ナス栽培を行うことに支障のない健康状態であること。 7. 家族等の協力が得られること。 8. 農業機械等の手立ても容易であること。 9. 生産・出荷経費が払えること。	1年間、栽培から販売・経理までを実践し営農実践する。また、必要に応じて関係機関による指導を受けることができる。  【研修期間】 令和3年8月から令和4年7月末までの12ヵ月間	令和3年7月5日~8月6日	5名程度	営農販売課 0742-27-4382 http://www.ja-naraken.or.jp	2
	イチゴ栽培育成プログラム事業	【応募資格】 1. 奈良県農業協同組合の組合員であること。 2. 県内でいちご栽培による経営を希望し、かつ導入が確実に見込めること。 3. 農業に関する基本的な知識と技術を有していること。 4. 5a以上の農地が確保でき、いちごの作付けが可能であること。 5. いちご栽培を行うことに支障のない健康状態であること。 6. 家族等の協力が得られること。 7. 農業機械等の手立ても容易であること。 8. 生産・出荷経費が支払可能な方。	1年間、栽培から販売・経理までを実践し営農実践する。また、必要に応じて関係機関による指導を受けることができる。  【研修期間】 令和3年3月~令和4年1月末までの12ヵ月間	令和3年1月18日~2月18日(令和4年は2月頃に募集予定)			2

支援分野の内容は、1. 就農相談 2. 研修制度 3. 研修費用助成 4. 営農費用助成 5. 雇用費用助成 6. 研修受入農家に対する助成 7. 農地取得支援 8. 住宅取得支援(あっせん・家賃補助を含む) 9. その他

和歌山県							
市町村名	事業・支援策名	支援対象者・条件	支援内容	募集期間	募集人数	担当課・電話番号等	支援分野
和歌山市	有害鳥獣被害防止事業	農作物のイノシシ等被害防止対策のため、金網・電気柵等を設置する場合の40,000円以上の資材購入に対し補助	40,000円以上の資材購入に対し20,000円を補助	随時	予算の範囲内		4
	遊休農地解消対策事業	和歌山市内において2年以上の利用権設定又は農地中間管理事業による権利設定がされた遊休農地を解消し耕作する者に対し補助	4,000円/a	随時	予算の範囲内	農林水産課 073-435-1049 http://www.city.wakayama.wakayama.jp/	4
	野菜等産地化事業	和歌山市内において野菜又は果樹等の生産を拡大するため、新たに農業用井戸を設置又は掘替する者に対し補助	さく井工事費用×1/2 (上限50,000円)	随時	予算の範囲内		4
海南市	農地流動化補助金事業	交付対象:市内に住所を有し、市内にある農用地等について、新たに3年以上の利用権の設定を受けたもので経営農地面積が30a以上のもの	交付額 4,000円/10a	随時	特になし(予算の範囲内)	産業振興課 073-483-8464 http://www.city.kainan.wakayama.jp/	4
紀美野町	農業経営支援事業	おおむね2人以上の町税等を滞納していない農業者(イノシシ捕獲権製作費は、わな猟免許取得者、スマート農業機械購入費、農業購入費、6次産業化は、認定農業者又は認定新規就農者等に限定)	①農地の改良 50万円上限1/3以内 ②ハウス等施設化 50万円上限1/3以内 ③かん水施設整備 50万円上限1/3以内 ④イノシシ捕獲権製作・購入 3万円上限1/2以内 ⑤農作物被害防止施設整備 300円/m上限1/3以内 ⑥クビアカツヤカミキリ被害対策【伐採、伐根】基本25千円、追加5千円/本 4万円以内【伐採、根被覆】基本15千円、追加5千円/本 3万円以内 ⑦農業購入費 3万円上限5/100(除草剤・肥料等除く) ⑧農業機械整備 10万円上限1/10以内 ⑨農業中古機械整備 10万円上限1/10以内 ⑩スマート農業機械整備 30万円上限1/2以内 ⑪共同農業機械修繕整備 10万円上限1/3以内 ⑫高品質生産対策(マルチ資材費) 1/10以内 ⑬6次産業化支援 10万円上限または30万円上限1/3以内 ⑭遊休農地解消対策 15万円上限1aあたり5000円 ⑮農地集積推進 10万円上限1/3以内または1aあたり1000円	4月～11月末	特になし(予算の範囲内)	産業課 073-489-5901 http://www.town.kimino.wakayama.jp/	4
紀の川市	紀の川市農業経営管理合理化推進事業補助金	認定農業者、認定新規就農者	農業経営改善計画及び青年等就農計画達成に必要な大型農機(100万円以上)又は中型農機(50万円以上100万円未満)の購入費の一部を補助  <補助額> 大型農機1台につき8万円以内 中型農機1台につき4万円以内	随時	予算の範囲内		4
	紀の川市農地流動化奨励事業補助金	認定農業者、認定新規就農者	市内の農地(農用地)を利用権設定または農地中間管理機構からの貸付により新規に3年以上借り受けた者に補助  <補助額> 10aあたり10,000円	3月毎	予算の範囲内		4
	紀の川市ハウス整備支援事業補助金	市内に住所を有する農業者等で、和歌山県日本一の果樹産地づくり事業または和歌山県次世代野菜花き産地パワーアップ事業に採択されたダブルアーチハウス及び耐風性ハウスの整備に係る事業を行う者	市内に整備するハウス本体に係る資材費及び施工費の一部を補助  補助率 6分の1以内 (1,000円未満の端数を切り捨て。ダブルアーチハウスは1a当たり上限205,000円、耐風性ハウスは1a当たり上限155,000円。)	随時	予算の範囲内		4
	紀の川市モモセン孔細菌病対策事業補助金	農業者等で、和歌山県日本一の果樹産地づくり事業に採択された、モモセン孔細菌病対策用の防風ネットの導入に係る事業を行う者	市内に設置する防風ネットの導入に係る経費の一部を補助  補助率 6分の1以内 (1,000円未満の端数を切り捨て。1園地当たり上限15万円。)	随時	予算の範囲内		4
	紀の川市クビアカツヤカミキリ防除対策補助金	市内に住所を有する農業者等で、和歌山県病害虫防除対策事業に採択されたクビアカツヤカミキリの防除対策に係る事業を行う者	市内で実施する樹木の防除対策経費の一部を補助  補助額 伐採・伐根 3万円/本 伐採・根覆い 2万円/本 ネット被覆 2千円/本	随時	予算の範囲内	農林振興課 0736-79-3902 http://www.city.kinokawa.lg.jp	4
	紀の川市有害鳥獣被害防止対策事業補助金	有害鳥獣による農作物被害を防止するために市内に防護柵等を設置する農業者	防護柵等の資材等の購入及び設置に要する経費の一部を補助  補助率 3分の1以内 (1,000円未満の端数を切り捨て。上限15万円。)	随時	予算の範囲内		4
	紀の川市親元就農助成金	認定農業者等の後継者となる予定の農業専従者(2親等内の親元就農者)で以下の条件を満たす者  ・市内に住所を有し、かつ、市内で農業経営を行う者 ・親元就農開始から6箇月以上3年以内の者 ・年齢が18歳以上50歳未満の者 ・1年間の農業従事日数が200日(1600時間)以上の者 ・前年の合計所得金額が200万円未満の者 ・農業次世代人材投資資金や生活費の確保を目的とした給付金を受けていない者 ・市税の滞納がない者	一人当たり年額60万円を2年間交付	7月・1月	予算の範囲内		9

支援分野の内容は、1.就農相談 2.研修制度 3.研修費用助成 4.営農費用助成 5.雇用費用助成 6.研修受入農家に対する助成 7.農地取得支援 8.住宅取得支援(あっせん・家賃補助を含む) 9.その他

和歌山県							
市町村名	事業・支援策名	支援対象者・条件	支援内容	募集期間	募集人数	担当課・電話番号等	支援分野
紀の川市	紀の川市6次産業化支援事業補助金	・市内に住所を有する農業者等 ・市税の滞納がない者 ・当該年度に国、県から同一事業に対して補助金の交付を受けていないこと	6次産業化に係る事業に要する経費の一部を補助 ①商品開発 補助率2分の1(上限50万円) ②販路開拓 物産展への出展負担金として補助率10分の10(上限50万円) ③アドバイザー派遣 補助率2分の1(上限6万円/回、30万円/年) (①～③とも1,000円未満の端数が生じた場合は切り捨て。)	随時	予算の範囲内	農林振興課 0736-79-3902 <a href="http://www.city.kinokawa.lg.jp">http://www.city.kinokawa.lg.jp</a>	9
岩出市	岩出市有害獣被害防止対策事業	対象者:岩出市内に住所を有する農業者 対象事業:岩出市内への農業用地へ電気柵を新規設置する事業	農作物等の有害獣被害を防止するため、電気柵を設置する場合の経費について一部補助 要する経費の2分の1補助 ※1,000円未満切捨 ※10万円を上限とします。	随時 (予算内)	特になし (予算内)	産業振興課 0736-62-2141 <a href="http://www.city.iwade.lg.jp/sangyo/tyouju-higai-taisaku.html">http://www.city.iwade.lg.jp/sangyo/tyouju-higai-taisaku.html</a>	4
橋本市	農産物等インターネット販売促進事業補助金	○補助対象者 農産物等を生産する市内事業者 [定義] ○農産物等 市内事業者が自ら生産した農産物及びこれを自ら加工したもの(委託により加工したものを含む。)で、商品として販売できるもの。 ○市内事業者 市内に住所を有する個人であって橋本市農地台帳に登録された者又は市内に登録された本店若しくは主たる事務所を有する法人	市内事業者が自ら生産した農産物等をオンラインショッピングモールを活用して販売した場合、販売手数料等を補助(上限:50万円)	令和4年1月31日まで	—		9
	空き家に付随する農地の下限面積の設定	農地が付随する空き家を賃借する者 ○橋本市空き家バンク又はわかやま空き家バンクに農地付きとして登録されている。 ○空き家と農地の所有者が同一。 ○現に耕作されていない農地。 ○5年以上耕作すること。	対象となる農地の下限面積は0.01アールとする。	随時	—		7
	橋本ふるさと便事業	○補助対象者 橋本ふるさと便指定事業者 【登録対象者】 ○市内農業者自ら生産した農産物及びこれを自ら加工したもの(委託により加工したものを含む。)を商品として販売できるもの。 ○市内に住所を有する個人であって橋本市農地台帳に登録された者又は市内に登録された本店若しくは主たる事務所を有する法人	消費者に販売し、当該消費者の依頼を受けて国内の消費者に送付する送料の補助	令和4年1月31日まで	—		9
	紀州てまり等産地化事業	中心経営体等又は農業法人等が県「日本一の果樹産地づくり事業補助金」の事業採択を受けて実施する指定品種の改植や果樹園の園内道路等の整備等	補助率 県補助額の1/2以内 補助限度額 1,000,000円以内	随時	予算の範囲内		4
	スマート農業等導入事業	中心経営体等又は農業法人等が県「次世代野菜花き産地パワーアップ事業補助金」の事業採択を受けて実施するオンライン式農法、施設栽培等の設備導入	補助率 県補助額の1/2以内 補助限度額 1,000,000円以内	随時	予算の範囲内		4
	第二のふるさと橋本づくり事業	中心経営体等又は農業法人等が県「グリーンツーリズム推進事業補助金」の事業採択を受けて実施する都市農村交流に係る民泊、交流施設、潜在型市民農園等の整備	補助率 事業費の1/3以内 補助限度額 500,000円以内	随時	予算の範囲内	農林振興課 0736-33-6113	4
	中心経営体基盤強化事業	中心経営体等が市長の承認を受けて新規に実施する施設又は機械の取得	補助額 農業用償却資産に対して課税される固定資産税(市長の承認の日以後に課税されるものに限る。)相当額 補助対象年限 5年間 補助金限度額 1年度当たり500,000円以内	随時	予算の範囲内		4
	担い手育成事業	「担い手指導者」として認定された新規就農者に対して指導を行う指導農業者等	給付額 指導農業者等 100,000円/年 地域農業者等 50,000円/年	随時	予算の範囲内		6
	農業法人化事業	経営強化等のために法人化を行う中心経営体	法人化に要した経費を負担(法人登記に直接必要な登録免許税、定款承認印子、定款認定証手数料等の法人化に伴い司法書士等に支払った費用) 補助金限度額 400,000円以内	随時	予算の範囲内		4
	収入保険・果樹共済加入事業	農業経営収入保険・果樹共済への加入を行う農業者	補助率 対象費用(経費支出のうち、掛捨て部分(農業経営収入保険の保険料及び付加保険料分、果樹共済の農業負担掛金及び賦課金分))の3分の1以内	随時	予算の範囲内		4
	有害鳥獣被害対策事業	有害鳥獣被害防止のため単独で農地等への電気柵及び防護柵の設置を行う農業者	補助率 3分の1以内 補助金限度額 150,000円以内(1m当たり900円)	6月～10月	予算の範囲内		4
	農地集積推進事業	中心経営体等が農地中間管理機構を通じて5年以上継続して行う農地の借用	交付額 10アール当たり20,000円	随時	予算の範囲内		7
	高収益作物導入事業	農業者が新たに農地の借用又は取得をし、若しくは栽培品目を転換して行う指定果樹、高野山産精選野菜等の市が推奨する農産物の栽培	交付額 10アール当たり20,000円	随時	予算の範囲内		4
	農産物加工設備導入事業	農業者が新たな農産物加工品生産のために施設及び機械の整備(農産物加工施設の建設、改修、乾燥機、捕獲鳥獣加工施設等)	補助率 2分の1以内 事業費限度額 5,000,000円未満 補助金限度額 1,000,000円以内	随時	予算の範囲内		4
	橋本メダル農産物作成事業	中心経営体等又は農業法人等が行う市指定プレミアム農産物の生産に係る土づくり研究、品種改良等の実験圃場の運営	補助率 2分の1以内 補助金限度額 2,000,000円以内	随時	予算の範囲内		4

支援分野の内容は、1.就農相談 2.研修制度 3.研修費用助成 4.営農費用助成 5.雇費用助成 6.研修受入農家に対する助成 7.農地取得支援 8.住宅取得支援(あっせん・家賃補助を含む) 9.その他

和歌山県							
市町村名	事業・支援策名	支援対象者・条件	支援内容	募集期間	募集人数	担当課・電話番号等	支援分野
かつらぎ町	かつらぎ町農機具バンク	・かつらぎ町内を主として就農している者並びに就農しようとする者 ・バンクを利用し、農機具を譲り受けることができる者の優先順位は、 ①農業次世代人材投資事業交付者 ②登録手続き時点の年齢が45歳未満で、年間に150日以上農業に従事している者 ③登録手続き時点の年齢が45歳未満の新規就農者で、年間150日以上農業に従事しようとする者 ④ ①、②及び③以外の農業者とする。	・効率かつ安定的な農業経営及びこれを目標して経営改善に取り組み農業者に対し、使用されなくなった農業用機械等をあつせんする ・使用可能な農機具に限り、譲渡の受付を行うものとする(賃借のあつせんは行いません)	随時	—	産業観光課農業振興係 0736-22-0300 <a href="http://www.town.katsuragi.wakayama.jp/index.html">http://www.town.katsuragi.wakayama.jp/index.html</a>	9
	農作物鳥獣害防止対策事業	①農家もしくは林業家 ②かつらぎ町内に防護施設を設置すること等 ・R3年度予算の範囲で対応 ・資材購入前に要相談	・野生鳥獣による農作物等(林産物含む)への被害の防止を図るため、農家1軒が防護施設(電気柵、防護柵)を設置するのに要する経費の一部に対して補助 ・資材費の1/2以内(1,000円未満の端数を切り捨て) 【補助上限額】 町 民:250,000円 町民以外:50,000円	随時	—		4
	かつらぎふるさと応援便	①かつらぎ町内で生産された農産物及びかつらぎ町内で生産された農産物を使った加工品を取り扱う町内農業者又は町内事業者 ・事前に登録が必要	・消費者が購入した農産物・加工品を町外に送付する場合の送料を支援 ・1か所の配送につき一律600円(600円に満たない場合は実費額)を補助	令和4年1月31日まで	—	9	
九度山町	空き家に付随する農地の下限面積の設定	農地が付随する空き家を賃借する者 ○わかやま空き家バンクに農地付きとして登録されている。 ○空き家と農地の所有者が同一。 ○現に耕作されていない農地。 ○5年以上耕作すること。	対象となる農地の下限面積は0.01アールとする。	随時	—	産業振興課 0736-54-2019	7
有田市	AGRI-LINK IN ARIDA (有田市農業次世代人材投資事業＝定住型)	①就農予定時の年齢が40歳未満であること。 ②有田市外から有田市内に転居する者。 ③有田市内で、他の世帯と同一の家屋または敷地内に居住しないこと。 ④有田市役所が本事業の手続きに則り農家から登録を受け付けた農地データベースの中から選定された農地を利用すること。 ⑤これまでにみかん農家を営んでいないこと。 ⑥これまでにみかんを生産する農家又は農業法人等に雇用され、2年以上継続して生産に従事していたことがないこと。 ⑦有田市内の園地で独立したみかん農家として営農していく強い意思があること。 ⑧事業実施期間内及び事業終了から5年間は有田市内に居住し、みかん農家を継続すること。	1人あたり年額150万円を2年間交付  新規就農者に対して、農地の確保(耕作放棄地ではなく、収益が得られる園地)、技術習得の確保、出荷先の確保、更に、生活の基盤がない人でも資金面の支援があり、1年目から安定した環境で農業の技術を身につけることに専念できる支援プログラム。  特徴としては、「先進農家・先進農業法人」で2年間、技術習得ができること。また、生活面での安定を図り技術習得に専念してもらう観点から行政による資金面の支援も実施。	随時(予算内)	予算内	有田みかん課 0737-22-3635 <a href="https://arida-agri.com/">https://arida-agri.com/</a>	1.2.3.6.7.8
広川町	広川町らくらく農業支援事業	農業経営に係る農地に施設設備をする栽培農家を補助	スプリンクラー整備(1/2、上限300千円) モノラック、灌水施設整備(1/2、上限450千円) クローラー運搬車の購入(1/2、上限150千円) トラクターの購入(1/2、上限450千円)	4月～5月末まで	特に予定なし(予算内)	産業建設課 産業班 0737-23-7764 sangyou3@town.hirogawa.wakayama.jp	4
	鳥獣被害防止総合対策事業	野生鳥獣による農作物への被害を防止するため、防護柵や電気柵の設置に対する補助	資材費の1/2 上限10万円	都度、受付	特に予定なし(予算内)	産業建設課 産業班 0737-23-7764 sangyou4@town.hirogawa.wakayama.jp	4

支援分野の内容は、1.就農相談 2.研修制度 3.研修費用助成 4.営農費用助成 5.雇用費用助成 6.研修受入農家に対する助成 7.農地取得支援 8.住宅取得支援(あつせん・家賃補助を含む) 9.その他

和歌山県

市町村名	事業・支援策名	支援対象者・条件	支援内容	募集期間	募集人数	担当課・電話番号等	支援分野
有田川町	有田川町鳥獣害防止対策事業	有害獣による農作物被害を防止するために町内に防護柵等を設置する農業者	資材費の1/2 上限5万円	予算内	予算内		4
	有田川町農業経営継承者支援事業	次の(1)から(6)の要件を全て満たす者 (1)就農者の申請日における年齢が18歳以上30歳未満であり、1年以内に農業経営を継承するため就農したもの (2)町内に住所を有し、かつ、町内において効率的かつ安定的な農業経営を10年以上継続して行い、また地域農業の中心的な役割を担うことについて強い意欲を有している者 (3)青年等就農計画の認定を受けた者で、町がその認定をした者であること。若しくは、認定農業者の子又は孫(当該認定農業者が法人である場合は、構成員のうち農業に従事する者の子又は孫を含む。)であり、かつ青年等就農計画と同等の書類を作成し町に提出した者。(子等に代わってその配偶者が農業に従事するときは、当該配偶者を子等とみなす。)なお、一戸一人(原則として世帯員のみで構成される法人。)以外の農業法人を継承する場合は交付の対象外。 (4)年間150日以上かつ、年間1,200時間以上の農業従事を行う者 (5)国、県等が実施する同様の事業による補助金、交付金その他の給付金等を受けない者 (6)町税の滞納のない世帯	助成金の額は、一人当たり年間50万円を上限とし、交付期間は2年を限度として交付。	随時(予算内)	特になし(予算内)	産業課 0737-52-2111	4
	有田川町援農者滞在・農家民泊施設推進事業	【個人】有田川町内に住民票があり、町内で農業を経営する農業者 【団体】農業協同組合、農業者で組織する団体若しくは協議会(代表者の定めがあり、かつ、組織及び運営に関する規約が定められているものに限る。)、等	農家自身が所有する自宅や倉庫の一部を改修し、援農者滞在場所や農家民泊施設として利活用するための改修費用を補助します。 補助対象経費…季節労働者又は農業体験希望者の受け入れのために滞在及び宿泊が可能な状態にするために必要な改修。(障子・ふすまの張替、畳の表替等の軽微な修繕工事及び現状で使用可能な状態を改修は除く。)補助金額 援農者滞在場所…補助対象経費の1/2(上限50万円)、農家民泊施設…補助対象経費の2/3(上限100万円)	随時(予算内)	特になし(予算内)	産業課 0737-52-2111 <a href="https://www.town.aridagawa.lg.jp/top/kakuka/kanaya/4/sonota/5453.html">https://www.town.aridagawa.lg.jp/top/kakuka/kanaya/4/sonota/5453.html</a>	9
	有田川町特産物開発奨励補助金事業	①町内に住所を有する者により組織され、町内で活動し、代表者、会則、名簿等を有する団体 ②町内に事務所及び活動場所を有する飲食事業者、商工農産事業者等 ③町内に住所を有する学校教育法第1条及び同法第82条の2に定める学校等 ④町内に住所を有しない学校教育法第1条及び同法第82条の2に定める学校等で、町と包括連携協定を結ぶ学校	有田川町内で生産及び収穫される農林水産物を用いた加工品及び工芸品で、有田川町の魅力を効果的に情報発信できる新しい『お土産』品の開発を支援します。 ●団体または学校の単独開発(補助対象経費の1/2) 機材費 上限30万 機材費以外 上限10万 ●団体と学校の共同開発(補助対象経費の3/4) 機材費 上限50万 機材費以外 上限20万 機材費以外とは…品質検査や栄養成分分析の必要経費、デザイン料や商品包装用品料、講師謝金、等。	未定	特になし(予算内)	商工観光課 0737-52-2111	9
美浜町	美浜町農地活用支援事業	本人※が所有していない美浜町内農地について、利用権を設定した上で借り受け、水稲を作付けする者 ※農地借受者が美浜町在住であるか否かは問わない。	助成額10aあたり5,000円(1,000円未満の端数は切捨て) ※対象農地は、本人が所有する農地(2親等以内の農地を含む)以外の農地であって、利用権を設定した上で借り受け、作付けする農地	～8月末	特になし	産業建設課 0738-23-4951	4

支援分野の内容は、1. 就農相談 2. 研修制度 3. 研修費用助成 4. 営農費用助成 5. 雇用費用助成 6. 研修受入農家に対する助成 7. 農地取得支援 8. 住宅取得支援(あっせん・家賃補助を含む) 9. その他

和歌山県							
市町村名	事業・支援策名	支援対象者・条件	支援内容	募集期間	募集人数	担当課・電話番号等	支援分野
由良町	農業インターン(短期農業就業体験支援事業)	次のいずれにも該当する者 ①関係機関で就農相談をするなど就農に向けて積極的に活動している者 ②由良町で就農を希望する者	町内外の就農希望者に対し、町内の農業士又は認定農業者の指導の下で最大30日間の農業就業体験を実施。	随時	2人	産業振興課 0738-65-3850	2
	日高地域新規就農者育成研修(日高地域新規就農者育成協議会)	①日高地域で定住・就農を目指す者 ②就農予定時の年齢が原則18歳以上、50歳未満かつ最低10か月以上研修を受ける者 ③研修や就農に対し、家族の理解があり協力を得られる者 ④就農に際し、十分な資金を準備できる者 ⑤地域の慣習を理解し、近隣住民と積極的に交流できる者 ⑥別に定める地域振興作物の研修者	新規就農希望者が就農に必要な技術等を習得できるよう研修受入先を確保するとともに、結びつけを行い、実践的な研修等を行う。	随時	未定		1,2,3,6
日高川町	農作物鳥獣害防止総合対策事業	町内に住所を有する農業者及び農業者で組織するグループで、鳥獣害対策を講じようとする者。	①侵入防止資材、施設 ・資材費の50%以内を補助(対象事業費は1万円~20万円以内/1団地)。(臭い、音、光による試験的に導入する新たな資材を含む。但し、爆音機は対象外。 ②有害獣捕獲檻 ・わな免許所持者を対象。 ・資材費の50%以内を補助(資材費の上限) 猪・鹿用10万円以内/1基、サル用6万円以内/1基、アライグマ用3万円以内/1基 ③猿用大型囲いわな ・集団で捕獲可能な大型のもので、わな免許所持者を含む団体が管理するものを対象。 ・資材費の100%以内を補助(事業費の上限は30万円以内/1基)。	随時 (事業完了は当該年度2月末日)	特になし (予算内)	産業振興課 0738-22-2048 <a href="http://www.town.hidakagawa.lg.jp/">http://www.town.hidakagawa.lg.jp/</a>	4
	農地保全対策支援事業	町内の農業者 (認定農業者は除く)	・機械費の1/3以内を補助。 補助対象事業費の下限額は、10万円/1機械、補助金上限額30万円/1農家 ・1事業1機械。 ・経営面積要件 10a以上 ・汎用性の高いもの(軽トラック、単車等)は補助対象外。 ・本事業は令和2年度~令和4年度の3年間継続しますが、期間中の活用は1農家1回限りです。	随時 (事業完了は当該年度2月末日)	特になし (予算内)		4
	燃油価格高騰緊急対策事業	施設栽培農家	・補助対象となる燃油は、ハウス施設の加温に使用するA重油に限る。 ・令和3年11月~令和4年3月に購入するA重油に対し、定額5円/ℓの補助。 (対象となるA重油は、対象月の全国平均価格が90円/ℓ以上の場合に限る。)	申請書提出期限 令和3年10月末日 事業完了 令和4年3月末日	特になし (予算内)		4
	農業用パイプハウス施設等整備支援事業	認定農業者	①パイプハウス施設等の設置 ・パイプハウス施設設置費(施工費を含む。撤去費は除く)の1/3以内を補助。 ・補助対象事業費の限度額は、500万円。 ・補助対象面積2a以上。 ②フルオープン施設の設置 ・フルオープン施設の設置費(施工費を含む。)の1/3以内を補助。 ・補助対象事業費の限度額は、45万円/10a。 ・補助対象面積2a以上。 ③防油堤の設置 ・防油堤の設置費(施工費を含む。)の1/3以内を補助。 ・補助対象事業費の限度額は、17万円/1カ所。 ・補助対象面積2a以上。 ④長期耐用制(15年以上)の被覆資材張替 ・被覆資材費、被覆資材取付に要する資材費(施工費、撤去費は除く。)の1/5以内を補助。 ・補助対象事業費の限度額は、300万円/10a。 ・補助対象面積2a以上。	随時 (事業完了は当該年度2月末日)	特になし (予算内)		4
	農業用機械購入支援事業	認定農業者	・機械費の1/3以内を補助。 補助対象事業費の下限額は、20万円/1機械、補助金上限額50万円/1農家 ・1事業1機械。 ・汎用性の高いもの(軽トラック、単車等)は補助対象外。 ・本事業は令和2年度~令和4年度の3年間継続しますが、期間中の活用は1農家1回限りです。	随時 (事業完了は当該年度2月末日)	特になし (予算内)		4

支援分野の内容は、1. 就農相談 2. 研修制度 3. 研修費用助成 4. 営農費用助成 5. 雇費用助成 6. 研修受入農家に対する助成 7. 農地取得支援 8. 住宅取得支援(あつせん・家賃補助を含む) 9. その他



和歌山県

市町村名	事業・支援策名	支援対象者・条件	支援内容	募集期間	募集人数	担当課・電話番号等	支援分野
田辺市	紀州田辺新規就農者育成協議会	①田辺市内に住所を有する者、または就農開始の日までに住所を有する見込みである者。 ②就農予定時の年齢が原則として18歳以上60歳未満であること。 ③農業経営を生業とすることを旨とし、次世代を担う農業者となることについての強い意欲を有している者。	(1)農業研修生マッチング事業 新規就農希望者が就農に必要な技術等を習得できるよう研修受入農家とのマッチングを行う。 (2)新規就農者育成支援事業 新規就農希望者の受入を行い、農業研修から就農に至るまでの支援をする研修受入農家に対して、補助を行う。	随時	特になし		1,2,6
	田辺市新規就農者育成支援事業	①就農予定時の年齢が原則50歳以上60歳未満であり、次世代を担う農業者となることについての意欲を有していること。 ②市内に住所を有する者又は就農までに市内に住所を有することを確約した者 ③紀州田辺新規就農者育成協議会、和歌山県農林大学校、和歌山県農林大学校就農支援センター、JAトレニングファームのいずれかにおいて研修を受けること。 ④研修期間が概ね6ヶ月以上1年以内、かつ、1ヵ月につき概ね100時間以上であること。 ⑤過去に研修先と雇用契約を結んでいないこと。 ⑥常勤(週35時間以上で継続的に労働するものをいう。)の雇用契約を締結していないこと。 ⑦生活費の確保、農業の研修や技術習得を目的とした他の事業(生活保護、失業保険)による交付等を受けていないこと。 ⑧市内に住所を有する者については市税を滞納していないこと。	新規就農を目指し、必要な農業技術の習得のために研修を受ける者に対して補助。 ○過去1年以内に移住した者又は就農までに移住をする者は1ヵ月につき1万円 ○田辺市在住者は1ヵ月につき7万円 ○最長12ヶ月	随時(予算内)	特になし(予算内)	農業振興課 0739-26-9930 <a href="http://www.city.tanabe.lg.jp/nougyou/index.html">http://www.city.tanabe.lg.jp/nougyou/index.html</a>	3
	田辺市新規就農者農機具導入支援事業	①田辺市内に住所を有する者 ②田辺市農業次世代人材投資資金対象者 ③過去に申請していない者(1戸1申請)	新たに農機具を導入する場合(従来の農機具の買換え等は不可)にその導入に係る経費を補助。 ○補助率2分の1以内 ○補助金の上限30万円	随時(予算内)	特になし(予算内)		4
	田辺市施設園芸総合支援事業	①田辺市内に住所を有していること ②旧田辺市内に住所を有する者にあつては認定農業者又は認定新規就農者であること ③市税を滞納していないこと ④過去に申請をしていないこと(1戸1申請) ⑤他の補助制度と重複しないこと	販売目的で農作物を栽培するための農業用ハウスを設置する場合にその資材及び設置に係る経費を補助。 【通常】 ○補助率3分の1以内 ○補助金の上限100万円(パイプハウスの場合1アール当たり20万円) 【新規就農者】 ○補助率2分の1以内 ○補助金の上限150万円(パイプハウスの場合1アール当たり30万円)	随時(予算内)	特になし(予算内)		4
白浜町	白浜町農地流動化促進特別対策事業	農用地区域内において、3年・1a以上の利用権の設定を行う、以下の者 ①町内に住所を有する者 ②町税を滞納していない者 ③法人以外	【通常】 助成額10a当たり 新規 10,000円 継続 5,000円 【耕作放棄地加算】 概ね5年間耕作されていない農地で新規に5年以上の利用権設定をした場合10,000円加算	随時(予算内)	特になし(予算内)	農業委員会事務局 0739-45-0009 <a href="http://www.town.shirahama.wakayama.jp">http://www.town.shirahama.wakayama.jp</a>	4
	白浜町農作物鳥獣害防止対策事業	白浜町に農地を有する農業者及びグループ	鳥獣害を防止するための施設(電気柵、防護ネット等)の資材費 一事業費当たり2万円~10万円 補助率 事業費の1/2 補助金最高 50,000円	随時(予算内)	特になし(予算内)	農林水産課 0739-45-0009 <a href="http://www.town.shirahama.wakayama.jp">http://www.town.shirahama.wakayama.jp</a>	4
すさみ町	農業生産振興対策事業	①50歳以下の新規就農者 ②町内に住所を有する者 ③30a以上の農地を3年以上耕作 ④経営改善計画書の提出	農業経営開始に係る備品購入に対する補助 補助率 1/2 補助上限 100万円	随時	予算枠内	産業振興課 0735-23-3351 <a href="https://www.city.shingu.lg.jp">https://www.city.shingu.lg.jp</a>	4
新宮市	野生動物による農地被害対策器具購入費助成	①市内に住所を有する者 ②責任を持って設置完了でき、安全対策及び維持管理のできる者	市内の農地等に係る野生動物による被害を防止するため、電気柵等の設置に要する資材購入に対し、助成金を交付する。 ■補助率 1/2 ■補助上限 10万円	随時(予算内)	予算の範囲内		4
	遊休農地解消対策事業	①経営農地10a以上の耕作者 ②対象農地概ね5a以上 ③2年以上の利用権設定等 ④遊休農地の解消・生産活動の再開	遊休農地の解消・生産活動の再開 【農業振興地域農用地区域内農地】 遊休農地-全作物 1年目:3,000円/a 2年目:2,000円/a 遊休農地となる農地-全作物 1年目:3,000円/a 【上記以外の農地】 遊休農地-水稲 1年目:2,000円/a 2年目:1,000円/a 遊休農地-水稲以外 1年目:2,500円/a 2年目:1,500円/a 遊休農地となる農地-水稲 1年目:1,500円/a 遊休農地となる農地-水稲以外 1年目:2,000円/a	随時(予算内)	予算の範囲内	農林水産課 0735-23-3351 <a href="https://www.city.shingu.lg.jp">https://www.city.shingu.lg.jp</a>	4

支援分野の内容は、1. 就農相談 2. 研修制度 3. 研修費用助成 4. 営農費用助成 5. 雇用費用助成 6. 研修受入農家に対する助成 7. 農地取得支援 8. 住宅取得支援(あっせん・家賃補助を含む) 9. その他

和歌山県							
市町村名	事業・支援策名	支援対象者・条件	支援内容	募集期間	募集人数	担当課・電話番号等	支援分野
古座川町	古座川町農地流動化奨励金交付事業	農業経営基盤強化促進事業等を通じて賃借権及び使用賃借による権利を設定したもののうち、貸手(所有者)については、耕作作物が永年作物に係るものとし、借手(耕作者)については、耕作作物が一般的作物等のものとする。	○永年作物(果樹、花木等)を耕作した場合、10aあたり3万円を初年度のみ貸手(所有者)に、一般作物を耕作した場合、10aあたり1万2千円を毎年借手(耕作者)に交付する。 ○奨励金の交付対象農地は農用地利用集積計画に基づいて告示した農地及び農地法第3条第1項の規定により許可を受けた農地であって耕作をしている確認を受けた農地。ただし、合計面積が1a未満の農地については、交付対象農地としない。	毎年6月末	特になし		4
	古座川町山村振興対策事業補助金 ※鳥獣害防止柵設置事業のみ抜粋	受益戸数がおおむね2戸以上。ただし、立地条件等により共同管理が不可能な場合はこの限りではない。	農作物を鳥獣害から守るために、電気柵等の防護柵の設置に要する費用を補助する制度。 ○材料費のみ対象。電気柵以外の防護柵は1mあたりの補助金を900円以内(ただし、サル用は1mあたりの補助金を2千円以内)とし、補助率は5割以内とする。 ○補助金の対象となる事業は100万円を限度とする。 ○対象となる事業は、新設、対策強化、災害、耐用年数を過ぎた施設の修繕。	随時	特になし	地域振興課 0735-72-0180 <a href="http://www.town.kozagawa.wakayama.jp">http://www.town.kozagawa.wakayama.jp</a>	4
	古座川町農業育成支援事業補助金	町内に住所を有し、かつ次の各号の要件のいずれかに該当するものとする。 ①和歌山県就農計画認定を受け、かつ町内において継続して就農することを希望する15歳以上65歳未満の新規就農者であって、この規制による補助金の交付申請をした日から5年間農業に従事することが確約できる者。 ②農業経営基盤強化促進法(昭和55年法律第65号)第12条第1項の設定を受けたものであり、かつ現在の規模を拡大できることを確約できる者。	自己の農業経営を目的とした次に掲げる機械の購入に要する費用に対する補助であり、1つの機械の購入につき50万円以上のもの(機械の購入が複数である場合は1つの機械につき10万円以上のものに限る)とする。補助率は1/3(千円未満は切り捨て)、補助限度額は333,000円。 ①は場を耕耘し、又は整地するための機械。 ②肥料、農薬等の資材を散布、投与するための機械。 ③その他町長が特に認める農業用の機械。	随時	特になし		4
串本町	遊休農地活用支援事業	○3アール以上の荒廃した遊休農地に対して、3年以上の利用権等を設定 ○遊休農地の解消・生産活動の再開 ○町税等滞納がない者	○遊休農地の解消・生産活動の再開 1年目:20,000円/a ○苗木等の購入 補助率:JA1/4、町1/4 (初年度のみ、上限5,000円/a)	通年	予算の範囲内	産業課 0735-62-0558 <a href="http://www.town.kushimoto.wakayama.jp">http://www.town.kushimoto.wakayama.jp</a>	4

支援分野の内容は、1. 就農相談 2. 研修制度 3. 研修費用助成 4. 営農費用助成 5. 雇用費用助成 6. 研修受入農家に対する助成 7. 農地取得支援 8. 住宅取得支援(あっせん・家賃補助を含む) 9. その他